

令和4年 第5回定例会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

(第2号) 9月13日 開議

美 瑛 町 議 会

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 4 年第 5 回美瑛町議会定例会

令和 4 年 9 月 13 日午前 9 時 30 分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議案第 1 号 美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 第 3 議案第 2 号 美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第 3 号 専決処分について
- 第 5 議案第 4 号 令和 4 年度美瑛町一般会計補正予算 (第 4 号) について
- 第 6 議案第 5 号 令和 4 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 第 7 議案第 6 号 令和 4 年度美瑛町農業研修施設事業特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 第 8 議案第 7 号 令和 4 年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 第 9 議案第 8 号 令和 4 年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 第 10 議案第 9 号 令和 4 年度美瑛町水道事業会計補正予算 (第 3 号) について
- 第 11 議案第 10 号 教育委員会教育長の任命について
- 第 12 議案第 11 号 教育委員会委員の任命について
- 第 13 認定第 1 号 令和 3 年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 14 認定第 2 号 令和 3 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 15 認定第 3 号 令和 3 年度美瑛町農業研修施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 16 認定第 4 号 令和 3 年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 17 認定第 5 号 令和 3 年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 18 認定第 6 号 令和 3 年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 19 認定第 7 号 令和 3 年度美瑛町水道事業会計決算の認定について
- 第 20 認定第 8 号 令和 3 年度美瑛町立病院事業会計決算の認定について
- 第 21 報告第 1 号 令和 3 年度美瑛町健全化判断比率及び資金不足比率について
- 第 22 意見書案第 7 号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書について
- 第 23 議員の派遣について
- 第 24 所管事務調査の申し出について

○出席議員（13名）

1番	保田	仁	議員	
2番	坂田	美香	議員	
4番	濱田	洋一	議員	
5番	大坪	正明	議員	
6番	中村	俱和	議員	
7番	穂積	力	議員	
8番	桑谷	覺	議員	
9番	高田	紀子	議員	
10番	野村	祐司	議員	
11番	青田	知史	議員	
12番	山本	賢一	議員	
13番	八木	幹男	議員	
議長	14番	佐藤	晴観	議員

○欠席議員（1名）

3番	増山	和則	議員
----	----	----	----

○出席説明員

町	長	角 和 浩 幸 君
副	町 長	池 田 由 行 君
会 計 管 理 者		小 杉 昌 敏 君
総 務 課 長		今 瀧 毅 君
まちづくり推進課長		新 村 猛 君
移住定住推進室長		土 井 寛 久 君
税 務 課 長		川 合 実智代 君
住 民 生 活 課 長		庄 司 篤 史 君
地域包括支援センター所長		高 崎 史江里 君
子ども・子育て支援室長		樫 山 尚 代 君
保健センター所長		鎌 田 静 香 君
商工観光交流課長		高 島 和 浩 君
文化スポーツ課長		山 下 浩 史 君
農 林 課 長		吉 川 智 巳 君
建 設 水 道 課 長		平 間 克 哉 君
水道整備室長		岩 佐 和 男 君
町立病院事務局長		観 音 太 郎 君
総務課長補佐		真 鍋 大 輔 君
総務課財政係長		松 岡 歩 君
教 育 長		千 葉 茂 美 君
管 理 課 長		梶 原 祐 治 君
図 書 館 長		山 上 修 司 君
農業委員会会長		只 野 透 君
農業委員会事務局長		栗 原 行 可 君
代 表 監 査 委 員		大 西 宣 充 君

○書記

事務局長 今野聖貴君
次長 才川育世君

開議挨拶

- 議長（佐藤晴観議員） おはようございます。昨日に引き続き、早朝よりご参集をいただきましてありがとうございます。昨日、昼から議場において、僕すっごい暑くて、暑いなあと思って、皆さんこう見回しても皆さん涼しい顔してるから暑くない、俺だけ暑い、まあね僕は皮下脂肪多いから俺だけかなあなんて思って、控室戻ったときには、いや暑かったねって皆さん言ってたんで、暑いとか寒いとか思ったときには何かこう分かるような雰囲気してくれたら僕も何かお願いしやすい、温度調節しやすいなと思ってますんで、よろしく願いいたします。
- 今日は議案もたくさんありますので、昨日に引き続き、慎重審査をお願い申し上げます。
-

開議宣告

- 議長（佐藤晴観議員） 本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は、13人であります。本日の議事日程は、印刷物で配布のとおりであります。
-

日程第1 会議録署名議員の指名について

- 議長（佐藤晴観議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、1番保田仁議員と11番青田知史議員を指名します。
-

日程第2 議案第1号 美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

- 議長（佐藤晴観議員） 日程第2、議案第1号、美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についての件を議題とします。
- 本件について、提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

今瀧総務課長。

（総務課長 今瀧 毅君 登壇）

- 総務課長（今瀧 毅君） おはようございます。議案第1号の提案理由につきましてご説明いたします。議案集は1頁、改正の要旨及び新旧対照表は別冊資料の1頁から4頁になります。

今回の議案第1号の、美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例が準用する国会議員の選挙運動の公費負担にかかる限度額の基準が改定されたことから、本条例の一部を改正するものです。最初に議案を朗読し、その後、資料に基づき改正内容の説明をいたします。議案集1頁になります。

(議案の朗読を省略する)

次に、別冊資料によりご説明申し上げます。別冊資料の1頁になります。

1の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由で説明したとおりですので、説明を省略いたします。

2の改正の概要は、昨今の物価変動等に鑑み、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に係る限度額を引き上げるものです。

3の施行期日は公布の日から施行する。

なお、資料2頁から4頁の新旧対照表の説明を省略いたします。

議案集1頁の附則を朗読いたします。附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第2、議案第1号の件を採決します。議案第1号、美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第2号 美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第3、議案第2号、美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

今瀧総務課長。

(総務課長 今瀧 毅君 登壇)

○**総務課長(今瀧 毅君)** 議案第2号の提案理由につきましてご説明いたします。議案集は2頁から5頁、改正の要旨及び新旧対照表は別冊資料の5頁から12頁になります。今回の議案第2号の、美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正は、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立の支援を図るため、国家公務員に係る育児休業等に関する制度の改正に準じ、本町においても非常勤職員の育児休業等に関する取得要件を緩和するよう、本条例の一部を改正するものです。最初に議案を朗読し、その後、資料に基づき改正内容の説明をいたします。議案集2頁になります。

(議案の朗読を省略する)

次に、別冊資料によりご説明申し上げます。別冊資料の5頁になります。

1の改正の要旨につきましては冒頭の提案理由で説明したとおりですので、説明を省略いたします。

2の改正の概要は、(1)非常勤職員の育児休業について、子の出生から57日間までに育児休業を取得しようとする場合の任期に係る要件を緩和する。(2)非常勤職員が、子の1歳到達日以降、2歳に達する日までの期間において、配偶者と交替して育児休業を取得することができるよう取得要件を緩和する。(3)育児休業の取得回数の改正に伴い、再度の育児休業の取得に要する任命権者への申し出に係る規定を削除する。

3の施行期日。令和4年10月1日から施行する。

なお、新旧対照表の説明につきましては省略をさせていただきます。

議案集5頁の附則を朗読いたします。附則1、この条例は、令和4年10月1日から施行する。附則2の朗読は省略いたします。

以上で、議案第2号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○**議長(佐藤晴観議員)** これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

(「はい」の声)

11番青田議員。

○**11番(青田知史議員)** おはようございます。よろしくお願いいたします。11番青田でございます。民間企業もですね、10月1日までにこの育児休業等の取得について、国のお達しで就業規則の変更をしてくださいねということで、私もちょっとその辺り勉強しているんですけども。当然、正職員の方たちについてはきちんと同じような形で対応すると。それで、育児休業の取得しやすい雇用環境の整備ということで、非常に社会的な要請もございまして、働く方たちにとっても非常に意義のある条例の改正になるのかなと思うんですが、その運用面の中でですね、国の求めとしては、育児休業のパパと言いますかね、男性、その育児休業パパに対して

の取得しやすいような、そういう雇用環境をつくるための研修を事業主は行ってくださいって
というようなことで、できればその管理職がきちんとやるべきだとそういうようなお達しがある
かと思います。併せてその相談体制の整備ですとか、自社の育児休業の取得事例等についての
情報の収集と周知、それが企業にまたはその事業主に求められている風に認識しているんです
けれども、今後その条例改正後、どのような体制でですね、運用を考えているのか伺いたいと
いうのがまず1点と。

あと、これやはり使い勝手ということであると、個別の働く方、労働者の方との周知と意向
の確認が必要になりますよというそういう風な項目が厚生労働省の方からも出されております。
それでその方法としては、面談、また書面、あとFAXですね、国の方はやっぱりFAXって
書いてるんでFAXまたは電子メール等ということですね。FAXと電子メールについては、
労働者が希望した場合という風になってはいるんですけれども、その意向の確認の方法につい
てですね、町の方としてはどのようにお考えになってるのか、その2点について伺いたいと思
います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 今瀧総務課長。

○総務課長(今瀧 毅君) ただいまの議員のご質問の、職員の相談体制の部分と周知の部分に
関しては、現在も具体的に職員係が職務を担って、実際にそういった妊娠期に入られた方だと
か、産後の育児相談といいますか育児休業の相談については行っているところでございまして、
それを今後更に法の改正に伴ってですね、充実すべきところは充実していかなきゃならないの
かなという風に考えてございます。

あと職員研修の部分については、当然、組合並びに管理職会議等を通じてですね、この辺の
制度改正の部分については改めて周知していかなきゃならないのかなと思いますけども、また
別の形でですね、こういった職員の育児休業、育児参加のための休暇の制度改正の部分だとか
運用の部分っていったものについては職員研修を通じて取り組んでいければなという風に考え
てございます。

意向の部分の確認の方法につきましては、現在も直接対面で行ったりですね、メールのやり
とりで行ってるというような状況もありますので、その便、あと他の方法でいい手段があれば
ですね、そういった部分の方法、やりとりの方法を工夫といったことですか、それもしていき
たいなという風に考えて、現在も行っている状況でございます。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第2号の件を採決します。議案第2号、美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号 専決処分について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第4、議案第3号、専決処分について承認を求める件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

今瀧総務課長。

(総務課長 今瀧 毅君 登壇)

○総務課長(今瀧 毅君) 議案第3号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は6頁から12頁になります。今回の専決処分につきましては、令和4年度美瑛町一般会計補正予算(第3号)について、令和4年6月24日に専決しましたので、地方自治法の規定により報告し承認をお願いするものです。専決した補正予算の内容につきましては、美瑛町特別功労者、故金田英行氏弔慰金に係る交際費の追加補正でございます。それでは、はじめに議案を朗読いたします。議案集6頁になります。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。はじめに歳出からご説明いたします。議案集は11頁になります。

歳出、第2款総務費、第1項総務管理費、第2目一般管理費、補正額50万円の追加です。美瑛町特別功労者、故金田英行氏弔慰金に係る交際費の追加補正です。

次に、事項別明細書の歳入についてご説明いたします。議案集の9頁になります。

歳入、第19款繰越金、第1項繰越金、補正額50万円の追加です。補正経費について、繰越金で財源措置を行うものです。8頁の、第1表歳入歳出予算補正の説明は省略させていただきます。

以上で議案第3号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。議案集の11頁及び12頁、はじめに、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の6頁から10頁まで。議案第3号本文と令和4年度美瑛町一般会計補正予算(第3号)の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書歳入について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第3号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第3号の件を採決します。議案第3号、専決処分について承認を求める件を、承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第3号の件は承認することに決定しました。

日程第5 議案第4号 令和4年度美瑛町一般会計補正予算(第4号)について

日程第6 議案第5号 令和4年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第7 議案第6号 令和4年度美瑛町農業研修施設事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第8 議案第7号 令和4年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第9 議案第8号 令和4年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第10 議案第9号 令和4年度美瑛町水道事業会計補正予算(第3号)について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第5、議案第4号、令和4年度美瑛町一般会計補正予算(第4号)についての件、日程第6、議案第5号、令和4年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算(第1号)についての件、日程第7、議案第6号、令和4年度美瑛町農業研修施設事業特別会計補正予算(第1号)についての件、日程第8、議案第7号、令和4年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算(第1号)についての件、日程第9、議案第8号、令和4年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についての件、日程第10、議案第9号、令和4年度美

瑛町水道事業会計補正予算（第3号）についての件を一括議題とします。これから各議案の提案理由の説明を求めます。はじめに、議案第4号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

今瀧総務課長。

（総務課長 今瀧 毅君 登壇）

○総務課長（今瀧 毅君） 議案第4号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は13頁から27頁になります。今回の補正予算の主なものは、まちづくり寄附金の増加に伴う返礼品等経費の追加、施設型給付費の確定見込みによる負担金の追加、新型コロナウイルスワクチン接種事業の追加、林業機械購入等支援を目的とした林産担い手確保育成支援事業の追加、道路及び河川に係る維持補修費の追加、丘のまちびえいまちづくり基金積立金の追加などです。それでは、はじめに議案を朗読し、その後内容の説明をいたします。議案集13頁になります。

（議案の朗読を省略する）

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。はじめに歳出からご説明いたします。議案集18頁になります。

歳出、第2款総務費、第1項総務管理費、第5目財産管理費、補正額76万8,000円の追加です。説明欄（1）財産維持管理事業は、普及センター車庫、美田・俵真布旧小学校屋根の修繕料で55万8,000円の追加です。（2）庁舎維持管理事業は、庁舎正面玄関風除室ドレンヒーター修繕料21万円の追加です。

第7目地域振興費、補正額871万5,000円の追加です。説明欄（1）企業信用調査事業は、調査件数の増に伴う手数料8万3,000円の追加です。次の説明欄（1）地域振興奨励補助事業は、申請件数の増による補助金50万円の追加。（2）関係人口創出事業は、ふるさと応援フェスタ及び大妻女子大学祭出展に伴う補助金113万2,000円の追加。（3）地域おこし協力隊管理事業は、協力隊活動費に要する補助金700万円の追加です。

第8目移住対策費、補正額81万8,000円の追加です。説明欄（1）セカンドホームツーリズム事業は、水沢移住体験住宅冷蔵庫更新に要する備品購入費9万7,000円の追加。（2）定住促進住宅管理事業は、住宅修繕料の追加、72万1,000円の補正です。

第13目諸費、補正額7,797万8,000円の追加です。説明欄（1）地域情報通信基盤管理運営事業は、光ケーブル修繕料50万円及び光ケーブル支障移転工事、増設工事200万円の追加です。（2）過年度歳入過誤納還付金は、住民税、各種交付金等に係る還付金560万円の追加です。（3）まちづくり寄附管理事業は、寄附金の件数増に伴う返礼品及び公金代理納付システム利用料に要する費用等で6,987万8,000円の追加です。

議案集20頁に移ります。第3項戸籍住民登録費、第1目戸籍住民登録費、補正額720万円の追加です。戸籍法の一部改正に伴う戸籍事務内連携に係るシステム改修委託料の追加です。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第2目高齢者福祉費、補正額262万6,000円の追加です。説明欄(1)敬老会事業は、市街地地区敬老会の開催規模縮小に伴う補助金148万円の減額。(2)敬老祝い記念事業は、75歳以上対象者1,970人分のお祝いに要する地域通貨1人当たり2,000円の補助金等410万6,000円の追加です。

第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、補正額4,095万5,000円の追加です。施設型給付費事業は、私立幼稚園における所要見込額の増に伴う施設型給付費の追加です。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目保健指導費、補正額100万円の追加です。妊婦健診事業について、一般及び特定不妊治療受診者の増に伴う補助金の追加です。

第3目予防費、補正額3,137万8,000円の追加です。新型コロナウイルス、オミクロン株対応ワクチン接種に係る各種経費の追加です。

第4目保健センター費、補正額60万5,000円の追加です。保健センターに係る電気温水器故障による機械修繕料の追加です。

第2項清掃費、第1目清掃総務費、補正額9万2,000円の追加です。ゴミステーション施設整備補助事業に係る補助件数の増に伴う追加です。

次に、議案集22頁になります。第6款農林水産業費、第1項農業費、第2目農業振興費、補正額162万2,000円の追加です。説明欄(1)農業研修施設事業特別会計繰出金は、農業技術研修センター、玄関暖房ペレットストーブへの更新に伴う繰出金125万3,000円の追加。(2)北瑛小麦の丘体験交流施設管理運営事業は、体育館暖房機故障による可搬式暖房機購入費36万9,000円の追加です。

第2項耕地費、第1目耕地整備費、補正額235万3,000円の追加です。朗根内南地区における農業競争力強化農地整備事業の事業採択による負担金の追加です。

第3項林業費、第1目林業費、補正額3,260万円の追加です。説明欄(1)木材利用・普及啓発推進事業は、森の輪プロジェクト事業参画に伴う各種業務委託料60万円の追加です。(2)林業担い手確保育成支援事業は、林業事業者に対する林業機械導入に対する補助事業で3,200万円の追加です。

第7款商工費、第1項商工費、第3目観光費、補正額39万円の追加です。青い池駐車場チケット印刷に係る費用の追加です。

第4目交流促進施設費、補正額167万5,000円の追加です。道の駅びえい丘のくら冷蔵庫室外機修繕料の追加です。

第5目ビルケの森費、補正額91万3,000円の追加です。道の駅白金ビルケトイレ暖房機故障による改修工事の追加です。

第6目交流推進費、補正額43万1,000円の追加です。関西圏におけるふるさと会設立準備に向けた交流事業費に係る旅費、消耗品等各種費用の追加です。

議案集 24 頁に移ります。第 2 項文化スポーツ振興費、第 2 目生涯学習推進費、補正額 54 万円の追加です。全国空手道選手権及び全日本還暦野球大会出場に伴う派遣補助金の追加です。

第 8 目イベント推進費、補正額 130 万円の追加です。ヘルシーマラソン事業費確定による実行委員会補助金の追加です。

第 8 款土木費、第 1 項土木管理費、第 1 目土木総務費、補正額 80 万円の追加です。空き家等解体申込み件数の増による補助金の追加です。

第 2 項道路橋梁費、第 1 目道路維持修繕費、補正額 750 万円の追加です。道路維持修繕事業について、大雨等による側溝整備等修繕料の追加です。

第 3 項河川費、第 1 項河川費、補正額 600 万円の追加です。8 月、大雨により損壊した藤野川護岸復旧工事の追加です。

第 4 項都市計画費、第 2 目公共下水道費、補正額 571 万 2,000 円の追加です。公共下水道事業特別会計職員の増に伴う人件費に係る繰出金の追加です。

議案集 26 頁に移ります。第 10 款教育費、第 1 項教育総務費、第 3 目学校給食費、補正額 33 万 6,000 円の追加です。学校給食室に係る調理台シンク等修繕料の追加です。

第 3 項中学校費、第 2 目教育振興費、補正額 23 万円の追加です。中体連参加に係るバス借上料の増に伴う部活動促進費交付金の追加です。

第 12 款諸支出金、第 1 項普通財産取得費、第 9 目丘のまちびえいまちづくり基金費、補正額 2,916 万 3,000 円の追加です。金田真由子氏より一般寄附 30 万円。6 月補正以降のまちづくり寄附金 1,735 件分 2,886 万 3,000 円を、丘のまちびえいまちづくり基金に積み立てる補正です。

次に、事項別明細書の歳入についてご説明をいたします。議案集の 16 頁になります。

歳入、第 14 款国庫支出金、第 1 項国庫負担金、第 1 目民生費負担金、補正額 1,029 万 6,000 円の追加です。施設型給付費の所要額増による施設型給付費等負担金の追加です。

第 2 目衛生費負担金、補正額 1,509 万 7,000 円の追加です。オミクロン株対応ワクチン予防接種に係る国庫負担金の追加です。

第 2 項国庫補助金、第 1 目総務費補助金、補正額 770 万円の追加です。説明欄 1 につきましては、戸籍情報システム改修に伴う補助金の 720 万円の追加。説明欄 2、地方創生推進交付金は、関係人口推進事業などの対象事業追加に伴う交付金 50 万円の追加です。

第 3 目衛生費補助金、補正額 1,628 万 1,000 円の追加です。説明欄 1 の疾病予防対策事業費等補助金は、オミクロン株対応ワクチン予防接種に係る国庫補助金の追加です。

第 15 款道支出金、第 1 項道負担金、第 1 目民生費負担金、補正額 496 万 5,000 円の追加です。施設型給付費の所要額増による施設型給付費等負担金の追加です。

第 16 款財産収入、第 1 項財産運用収入、第 1 目財産貸付収入、補正額 250 万円の追加で

す。光回線の申込件数の増に伴う I R U 使用料の追加です。

第 17 款寄附金、第 1 項寄附金、補正額 2,916 万 3,000 円の追加です。説明欄 1、寄附金は、金田氏からの一般寄附 30 万円の追加。説明欄 2、まちづくり寄附金は、1,735 件分 2,886 万 3,000 円の追加で、まちづくり寄附金につきましては 8 月 21 日現在で 3,356 件、5,725 万 9,000 円となっております。

第 18 款繰入金、第 1 項繰入金、補正額 3,385 万 3,000 円の追加です。1、森林環境譲与税基金繰入金の追加です。

第 19 款繰越金、第 1 項繰越金、補正額 1 億 4,384 万 5,000 円の追加です。令和 3 年度の繰越金は 2 億 7,492 万円で、補正後の繰越金留保額は 908 万 6,000 円となっております。

14 頁 15 頁の第 1 表歳入歳出予算補正についての説明を省略いたします。

以上で、議案第 4 号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第 5 号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

檜山保健福祉課参事。

（保健福祉課参事 檜山 尚代君 登壇）

○保健福祉課参事（檜山尚代君） おはようございます。議案第 5 号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は 28 頁から 33 頁になります。今回の補正予算につきましては、美瑛町老人保健施設ほの香の指定管理に関し、指定管理者である社会福祉法人美瑛慈光会と美瑛町が締結している指定管理者基本協定において、前年度決算に事業利益が発生した場合の町への納付規定に基づき、事業利益の一定額を町が収受することによる歳入の補正と、これを財源として基金への積立てを行う歳出の補正であります。それでは、議案条文を朗読させていただきます。

（議案の朗読を省略する）

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。議案集の 32 頁になります。

歳出、第 3 款基金積立金、第 1 項基金積立金、第 1 目老人保健施設事業基金積立金、補正額 242 万 4,000 円の追加補正でございます。この積立金は、美瑛町老人保健施設ほの香の施設及び設備の大規模な改修などに備えるため、指定管理者からの利益納付金を財源として基金へ積み立てるものであります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。議案集の 30 頁になります。

歳入、第 4 款諸収入、第 2 項雑入、第 1 目雑入、補正額 242 万 4,000 円の追加補正でございます。内容は、施設運営事業利益納付金で指定管理者基本協定書において、美瑛町老人

保健施設ほの香の決算における事業利益に対する割合を定め、町に納付する規定になっていることから、令和3年度の運営において約484万9,000円の事業利益が生じたことにより、事業利益の50%の242万4,000円を利益納付金として指定管理者から収受するものがあります。

なお、29頁の第1表歳入歳出予算補正につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第5号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第6号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

吉川農林課長。

（農林課長 吉川 智巳君 登壇）

○農林課長（吉川智巳君） おはようございます。議案第6号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は34頁から39頁になります。今回の補正は、農業技術研修センターみのりロビーの暖房器故障による入替工事に伴う補正をお願いするものであります。以下議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。最初に歳出からご説明申し上げます。議案集は38、39頁になります。

歳出、第1款農業研修施設費、第1項施設管理費、第1目農業技術研修センター管理費、補正額125万3,000円の追加。みのり及び暖房器故障に伴うペレットストーブへの更新、併せまして公共施設におけるゼロカーボン取組モデル事例として取り組んでまいるものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。36頁37頁になります。

歳入、第4款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金、補正額125万3,000円の追加。これにつきましては財源を森林環境譲与税を使わせていただいております。

35頁、第1表歳入歳出予算補正については説明を省略させていただきます。

以上で、議案第6号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第7号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

岩佐水道整備室長。

（水道整備室長 岩佐 和男君 登壇）

○水道整備室長（岩佐和男君） おはようございます。議案第7号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集は40頁から45頁になります。今回の補正は、水力発電用水車

の軸受部のベアリング及びパッキン等が劣化し、水車の軸に歪みが生じていることから、その修繕に要する費用の追加をお願いするものでございます。はじめに議案条文を朗読し、その後補正予算の内容についてご説明申し上げます。議案集は40頁になります。

(議案の朗読を省略する)

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。議案集は44頁になります。

歳出、第2款発電施設費、第1項施設管理費、補正額935万円の追加です。発電用水車の修繕に伴う修繕料の追加です。

次に、歳入についてご説明いたします。議案集は42頁になります。歳入、第2款繰入金、第1項繰入金、補正額935万円の追加です。発電用水車の修繕に伴う基金繰入金の追加です。

41頁の第1表歳入歳出予算補正については、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第7号の提案理由の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、議案第8号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

岩佐水道整備室長。

○水道整備室長(岩佐和男君) 議案第8号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集は46頁から51頁になります。今回の補正は、割当職員1名の増員に伴う人件費の追加についてお願いするものでございます。はじめに議案条文を朗読し、その後、補正予算の内容についてご説明申し上げます。議案集は46頁になります。

(議案の朗読を省略する)

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。議案集は50頁になります。歳出、第1款下水道事業費、第1項下水道管理費、補正額571万2,000円の追加です。割当職員の増員に伴う給与、職員手当等の追加です。

次に、歳入についてご説明いたします。議案集は48頁になります。

歳入、第4款繰入金、第1項繰入金、補正額571万2,000円の追加です。割当職員の増員に伴う一般会計繰入金の追加です。

47頁の第1表歳入歳出予算補正については説明を省略させていただきます。

以上で、議案第8号の提案理由の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、議案第9号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

岩佐水道整備室長。

○水道整備室長(岩佐和男君) 議案第9号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集は52頁から53頁になります。今回の補正は、資本的収入において、道路改良に伴う

道道十勝岳温泉美瑛線配水管布設替工事について、北海道が工事内容を変更したことから、布設替工事の延期に伴う道負担金の減額。資本的支出において、道敷設外工事延期による工事費の減額と経年劣化により一部故障している本町地区浄水場のソーダ灰注入ポンプの設備更新工事の追加をお願いするものでございます。はじめに議案条文を朗読し、その後、補正予算の内容についてご説明申し上げます。議案集は52頁になります。

(議案の朗読を省略する)

次に、令和4年度美瑛町水道事業会計補正予算説明の資本的収入及び支出の支出よりご説明いたします。議案集は53頁になります。

支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費、補正額850万円の減額です。配水管布設工事の延期に伴う減額及びソーダ灰注入ポンプ一部故障に伴う工事請負費の追加です。

次に、収入についてご説明いたします。議案集は53頁になります。収入、第1款資本的収入、第2項工事負担金、補正額150万円の減額です。配水管布設工事の延期に伴う道負担金の減額です。

以上で、議案第9号の提案理由の説明を終わります。よろしくようお願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これで6案件についての提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。はじめに、6案件に関連する事項について総括質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで6案件に関連する事項についての総括質疑を終わります。

次に、議案第4号について総括質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第4号についての総括質疑を終わります。

次に、議案第4号について質疑を行います。議案集の18頁から21頁まで。はじめに、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出、第2款総務費について質疑を許します。

(「はい」の声)

11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 11番青田です。よろしく申し上げます。2款1項13目、説明欄

(1)地域情報通信基盤管理運営事業について伺います。こちら修繕ということで50万計上にまぎなっておりますけれども、光ケーブル敷設してから、例えばこれ経年劣化で修繕が必要になっているとか、またあるいはケーブルに何かこう立木が倒れてきたとかやっぱり不可抗力での修繕が必要になってるのか、まずその辺りについてどのようなものだったのか伺いたいのと。

あとこちらですね、財源が財産収入250万ということで歳入の方にも、当然財産収入ということで、このIRUですか、こちらの方の貸付収入ということで計上してるんですけども、

ちょっとこうイメージが私湧かないもんですから、どういようなですね、契約というのかな。この部分だけなのか、他の敷設になっているところについては貸付収入等が発生する余地があるのか、その辺りについて伺いたいと思います。

また、もう一つがですね、こちら恐らく1社の入札というようなことで、入札上は問題ないかと思うんですけども、こういう場合金額についてですね、入札が働かない場合、例えばあいみつもなかなか取りづらいと。この金額の妥当性ということについてですね、担当課としてどのような判断でこの金額を執行するのか伺いたいと。以上3つお願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 今瀧総務課長。

○総務課長(今瀧 毅君) ただいま議員からご質問の修繕料の内容なんですけれども、議員おっしゃったとおり、倒木による断線若しくは経年劣化による線の張り替えといったものが主なものでございます。

あと、収入といいますかIRU契約の契約の中身なんですけれども、IRU自体の契約としましては、同意なくして破棄し得ない契約ということになってますので、両者合意の上でなければ、契約破棄が出来ないというのが一般的なIRU契約となっております。

で、NTT等の契約につきましては、公設民営ということで光ケーブルの維持管理につきましては町が設置した光ケーブルに関して、利活用の部分についてはNTT東日本で行って、それに対する賃借料、1件当たり月額990円を収入するといった契約内容になっているところでございます。

あと発注工事といいますか修繕工事の金額の妥当性につきましては、基本的には契約の申込みがあった際にですね、NTT側からですね、増設工事等が必要な場合若しくは北電柱等の移設が、電柱室がある場合については光ケーブルを移設しなきゃならないもんですから、その工事の必要がありますよというご連絡をいただいて、その後にNTT側からですね、見積が到着します。その見積書を精査した上でですね、担当部署で歩掛に基づいて設計書を作成し、応札事業者がNTTしかないもんですから、自治法の随意契約の条項に基づいてですね、一社随意契約を締結しているといったような、入札を行って契約を締結しているといった状況でございます。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の20頁及び21頁。第3款民生費及び第4款衛生費について質疑を許します。

(「はい」の声)

6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) 6番中村です。21頁ですね、4款1項3目、新型コロナウイルスワクチン接種事業として3,137万8,000円が提案されました。私はですね、まず接種の前提としてですね、これまでですけれども、町は広く公平に情報を集めなければならないと幾度か指摘してきました。

しかし今回、コロナウイルスの一連の接種ではですね、様々なリスクが指摘されております。これはご存じだと思います。厚生労働省はですね、そのリスクについて不定期でありますけれども、これまでに幾度か発表してきました。それはですね、ワクチン接種後の死亡者数、それから副反応の数、これを発表してきました。今月2日の発表ではですね、死者数ですね、これが発表されました。1,835人です。これ非常に大きな数ですよ。1970年代の公害病でもこんな数は滅多にありませんでした。

そこでお聞きします。重篤のですね、副反応の人数はご存じですか。お伺いします。

○議長(佐藤晴観議員) 休憩します。

休憩宣告(午前10時27分)

再開宣告(午前10時28分)

○議長(佐藤晴観議員) 再開します。

(「はい」の声)

鎌田保健センター所長。

○保健センター所長(鎌田静香君) 全国の重症例の数ということなんですけれども、正確な数はちょっとお答えすることは出来ないんですけれども、まず、町内の接種の方につきましては重症例という報告は上がってない状況です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) これは厚生労働省が発表してる数ですからね、お調べください。

そこで次にお聞きします。これはですね、大紀元という、アメリカのニューヨークにある報道機関ですけども、この大紀元時報というですね、こういうメディアの会社があります。ここがですね、今月の4日に発表したニュースがあります。これは何かというとね、ドイツの科学者グループがワクチン接種された方の血液を分析したと。その結果どういことがわかったかと。これ複数調べたんですけどもね、全てのサンプルから有害物質が見つかったと。こういう風に発表してるんですよ。この写真も発表してます。これはネットでどなたでも見れますから、お調べください。これはですね、大紀元時報っていうのはですね、150万部発行されております。それで世界各国の言語ほとんどの言語に翻訳されてネットで配信されてます。どなたでもご覧になれます。

そこでお聞きしますけどもね、有害成分とはどのようなものだと報じられているか、これは

ご存じですか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 鎌田所長。

○保健センター所長(鎌田静香君) 申し訳ないんですが存じ上げておりません。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) お調べください。それでですね、北海道札幌市、ここの大きな病院はですね、ワクチンの接種を取り止めました。これを決定したっていうのはですね、4月から8月にかけてです。でこれ、3つの病院があります。

まず、手稲の湊仁会病院、これはベッド数が600近かったと思いますね。600を超えてと思いますよ、大病院です。

それから札幌徳州会病院、これは確か厚別にあったと思いますね。これも300ベッド数を超えています。

それから札幌禎心会病院、これも300近い病院ですね、ベッド数が。これがワクチンを止めたと。

それからもう一つの情報として札幌市立病院、これはホームページにありますけどもね。これ終了したと。もう接種はしめんと、止めたと発表したんですね、これは近々ですよ。確か8月だったと思いますけどもね。

そこで私はね、角和町長にお伺いします。こういう状況が大きく変わってきてるんですね。やっぱりきちっと調べて、町民を守る、命を守る立場にある訳ですから、特に子どもの接種、これは中止すべきではないか。大人も全て止めたらいいいんですよ。他の医療機関では接種することができる訳ですから、美瑛町では、町立病院とそれから町民センターでやっていますね。これは止めたらどうですか、いかがでしょうか町長。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 議員ご指摘のマスメディア、また病院の中止という情報というのは、私はちょっと今掌握してございませんので、これについてコメントを答弁はすることは出来ませんが、美瑛町内でのワクチンの接種でございますが、ワクチン接種につきましては法令に基づいて行っているものでございます。そのリスクにつきましても、ワクチンの接種の機会ごとに提示をさせていただきまして、その上でワクチン接種を希望される方につきまして接種を行っているところでございます。町行政といたしましては、ワクチン接種を希望する方には速やかにワクチンを接種していただく、その環境を今後とも整えてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

（「はい」の声）

2番坂田議員。

○2番（坂田美香議員） 2番坂田です。4款1項2目、保健指導費の補正予算についてお伺いします。妊婦健診事業で増加しているとありますが、妊婦さんが増えていることはとてもありがたい補正だと思います。何名の方が増えているのか、お伺いします。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 鎌田保健センター所長。

○保健センター所長（鎌田静香君） 今回の妊婦健診事業ということで補正を上げさせていただいてるんですが、内容といたしましては不妊治療の補助に対する費用でございまして、妊婦さんの届出の方はですね、増えているということではないので、申し訳ありません。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

10時50分まで休憩します。

休憩宣告（午前10時35分）

再開宣告（午前10時50分）

○議長（佐藤晴観議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に議案集の22頁から25頁まで。第6款農林水産業費及び第7款商工費について質疑を許します。

（「はい」の声）

9番高田議員。

○9番（高田紀子議員） 9番高田です。6款3項1目林業費の中で2点ご質問申し上げます。説明欄の（1）、まず、木材利用・普及啓発推進事業の60万についての事業内容について、確認のためご説明をお願いいたします。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 吉川農林課長。

○農林課長（吉川智巳君） まずその木材利用・普及啓発推進事業の部分でありますけども、これにつきましては、美瑛町で進めますゼロカーボンの取組の一環といたしまして、まず北海道でも既に市町村で取り組んでます、森の輪（わっこ）プロジェクトというのがあります。それに対する製品の業務委託を考えております。併せて、その森の輪は木のわっこなんですけども、そのわっこを入れる巾着袋みたいなものがあるんですけども、それを作っていただく業務委託、そしてそれを縫製していただく業務委託という、3個の業務委託を考えております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 9番高田議員。

○9番(高田紀子議員) 9番高田です。この事業についてですね、ちょっと1点お願いをしたいのですが、この森の輪のコンセプトなんですね。これは、木材利用もありますので森林の循環っていうことも一つの一環ですが、それにこの森の輪を作ることによって、森と人、そして人と人、人と地域が結び合って、つながってわっこになって物が出来ているっていうところが、この人のつながりから物が出来ているっていうところを保護者の方たちに理解をしていただくためにも、その辺も配布に当たっては宣伝というかPRをしていただきたいと思います。

やはり、美瑛町の森は上川管内でも民有林が一番面積が大きく、それだけ美瑛町の町民の方たちには森があつての町だつていうことを理解してもらい、赤ちゃんから木を使ってもらうことによってその良さっていうのも保護者だし、子どもたちに、まあ、これからの事業展開にも、子どもたちにもそのことを理解してもらうためにも、まず最初のところで保護者に理解してもらい、PRをしてもらうっていうところで、事業を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 吉川課長。

○農林課長(吉川智巳君) 今高田議員おっしゃられたとおり、そういう形で本当に人と人とのつながりで進めていくものでありまして、これにつきましては美瑛独自の木育という取組で進めております。今回乳幼児に向けて、いわゆる与える木と、ファーストウッド。それからどんどん子どもが年長さんから育っていく毎に、各カリキュラム毎で育てて木の特性というのをわかっていると。その間にやっぱりきちっと人とのつながりの中で生きられると。それは中山間、あるいは大都市とのつながりもそうです。そういう中で木の大事さ、美瑛町の木がどうやって循環されていくかっていうのは本当に大事なことだと思っておりますので、今後、この森の輪プロジェクトの代表の方もいらっしゃいますので、そういう講師をお招きして、そういうPRも兼ねて今後推進していきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑。

(「はい」の声)

9番高田議員。

○9番(高田紀子議員) 9番高田です。次に(2)の林業担い手確保育成支援事業についてですけれども、林業機械等の補助金ということでご説明をいただいているんですが、林業機械ということではなくって、林業育成に当たっての作業に対して関わる機械ということで、考え方はその考え方でいいのかちょっとご確認を。

○議長(佐藤晴観議員) 休憩します。

休憩宣告（午前10時54分）

再開宣告（午前10時54分）

○議長（佐藤晴観議員） 再開します。

（「はい」の声）

吉川農林課長。

○農林課長（吉川智巳君） 今回お願いしてます、担い手確保対策による機械の部分なんですけども、今、要綱案といたしまして、いわゆる大型林業機械というものと中型林業機械、これ大きく金額、事業費のものなんですけども、大型林業機械であれば、1台当たり400万を超える林業機械の導入に対して支援をさせていただくものでありまして、具体的には例えばハーベスタですとか、プロセッサ、フォワーダ、スキッダ、バックホー。また、バックホーはベースマシンになるかと思うんですけども、あるいはそういう育苗機械とかそういったもののいわゆる造林造材に係る機械導入に対する支援という風にご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

（「はい」の声）

1番保田議員。

○1番（保田 仁議員） 1番保田です。6款2項1目耕地整備費の説明欄（1）道営事業負担金につきまして、3項1目の説明欄（2）林業担い手確保育成支援事業についてお伺いをいたします。

まず1点目、道営事業負担金につきましては朗根内南地区の道営事業ということで伺いました。道営事業につきましては、やはり道の予算の付け方等でですね、大きく事業の進捗状況は変わってくるのかなとそんな風に思っておりますけれども、朗根内地区では、北側の地区っていうんでしょうかね、道路の反対側につきましては大分前にもう終わってるのかなと。その後ですね、南地区に入ってきてるのかなと思いますけれども、その進捗の状況ですね、南地区の進捗の状況と、今後の計画、それからこの道営事業、朗根内南地区の進捗が若干遅延しているのかなというところでいけば、そのあとに控えている、例えば横牛ですとか旭ですとかそういったところがですね、若干の遅延等の影響を受けるのかなというところの3点をまずお伺いをいたします。

続きまして、その林業担い手確保育成支援事業につきましてですけども、先般のゼロカーボンの取組ということで、議員協議会の中で説明を受けているのですけれども、その中でですね、林業機械の整備に係る補助事業ということで、その補助事業ということでですね補助要綱を作っていると思うんですけども、その補助要綱の内容とそれからその補助要綱を決定した決定の根拠とですね、あとそれから、ここ道内でですとか近隣でですね、こういった同種の事業を実施している状況ですね、近隣の状況なんかもお伺いをいたします。以上でございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 吉川農林課長。

○農林課長(吉川智巳君) 1点目の基盤整備の、朗根内南地区の進捗状況ということなんですけども、これにつきましては、令和2年、令和3年と基本的な設計を取り組んでまして、令和4年度今回補正をさせていただいてる分については、実施設計をしております、それに伴いますパワーアップ事業分あるいは市町村単独分の補正をお願いしています。ですので、令和5年度から工事に着手されるんでないかと、現段階でそういう形であります。

2点目の、若干、朗根内南地区が遅れた部分によりまして影響がありますが、確かに議員言われたとおり、今後、美瑛土地改良区の実施におきましては、今後、横牛、美瑛原野等を進められていく、これにつきましても、毎年北海道に出しています農業農村整備事業計画で順番どおり進めていくということで考えておまして、もう一つ、旭につきましては、実施部隊が、旭川土地改良区になりますので、全部一つの土地改良区でやる訳ではありませんので、その部分については、若干そんなに影響はないんじゃないかと思っておりますが、議員言われたとおり道営事業というところがありますので財源的なものでどうかといったところで、事業費の確保がない場合には、事業期間が延びるといったことも、予定されるんじゃないかなという風に現段階で考えております。

次の担い手の部分の機械の導入ですけども、今、要綱案の段階なんですけども、目的につきましては、森林整備の推進、あるいは促進につながる林業機械等の導入をすることによって森林が有する多面的機能の発揮をすると、それに対して担い手を確保する目的で今要綱案を作っております。これにつきましては、先ほど高田議員にも申し上げたとおり、一応大きく、事業費の機械が400万以上とそれ以下の機械、2種類の機械に対して、事業費の2分の1で、上限が大型機械については700万円、中型機械については200万円の助成をしたいということで考えております。この要綱に当たりましては先進地、あるいは近隣市町村の要綱、あるいは国の補助事業要綱等を参考にさせていただき、併せて環境、これは他の近隣市町村も環境譲与税を活用しておりますので、その環境譲与税の予算の範囲内でやらなきゃいけないものから、そういったものを踏まえて要綱を作っております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 1番保田議員。

○1番(保田 仁議員) 2番、林業担い手確保育成支援事業に関しましてですね、近隣のどうか全道でですね、同じような事業っていうのは実際実施されているのかどうか、この辺もちょっとお伺いいたします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 吉川課長。

○農林課長（吉川智巳君） 大きくこの要綱について参考にさせていただいた、旭川市さんの要綱を参考にさせていただいてまして、実際に旭川市さんもう既に要綱を作って補助をしていると思います。そういう形で、今後とも進めていきたいという風に考えています。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） 6番中村です。同じく、6款3項1目ですね。（2）林業担い手確保育成支援事業3，200万ですね。これは先ほどからの説明でですね、認識しておりますが、この事業の趣旨のとおりですね、私は立木の伐採、これはやっぱり機械化がもう必然であると。もう先進国ではこういうことをどんどん導入しているのが当たり前であると聞いております。この町民にとってですね、先ほどのハーベスタですか、それからプロセッサ、こういった機械はなかなかお目にかかれなくて理解出来ないのではないかなと思うんですね。この機械をですね、山に入って伐採して、枝払いをずずずーっとやって切断している訳ですね。非常に一つの機械で全てができるという機械だと、You Tubeなんかでもたくさん出ておりますね。

そこでお聞きします。このベース機械となるショベルカーですね。このショベルカーはですね、補助の対象になるのか。それからこの機械、アタッチメントですね、ハーベスタだとかプロセッサだとか、こういう機械の機種は、固定的にもう決めてあって、その中から選びなさいというのか、または申請があったその都度判断していくのか、その辺を伺います。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 吉川農林課長。

○農林課長（吉川智巳君） 先ほど申しあげました、いわゆるバックホーというベースマシンになると思うんですけど、これも一応補助対象にしております。で、それにアタッチメントが付いて一体で、多分それに電気系統を付けて操作するというのがありますんで、一体の補助申請もありますし、アタッチメントにつきましても私どもの方で特にこれというものはしていません。当然ベースマシンに付けますので、その業種業種ごとに合ったアタッチメントが考えられますので、その申請ごとに判断していきたいと考えております。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） この事業をですね、ゼロカーボンの取組の一つとしてお伺いしました。その目標の一つはですね、新規参入者の確保であるということをお伺いしました。

そこでお聞きします。今回ですね補助を受ける対象者は、有限会社、つまり株式会社だとか、有限会社だとか、法人ですね。株式会社とか有限会社とか、例えば、合資会社っていうのもあるのかもしれませんが。しかしですね、これからね新規事業者を育てていくっていうことであれば、やはり個人事業者、こういうものも対象にすべきではないかなと思うんですけども、それ

は可能なのでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 吉川課長。

○農林課長(吉川智巳君) 今回の要綱もですね、それほど大きくハードルを上げておりません。補助対象者にしました、町内に事業所または営業所を有する林業事業体というようにしておりますので、個人の事業体も対応したいと思っております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) 6番中村です。先ほどの説明では補助の割合はですね、金額の2分の1、そして上限が決められているという説明でしたけど、これは町独自の判断だとお伺いしましてね、いろんな参考をされましたけども、結局、町の独自なんだと。ということは、国や道の縛りが無いということですよ。

そこでですね、この3,200万、多くの単位ではないんですけどもね、実際に申請があって、この分今年度の多分締切りがあるのかな、分かりませんが、それは別としても、この2分の1に固定するのではなくてね、運用に当たっては更に引き上げということもやはりこれ運用面でこれは可能なんではないかなと、私は引き上げるべきだと思うんですけども、その辺のお考えはいかがですか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 吉川課長。

○農林課長(吉川智巳君) この要綱を今回、予算をお認めいただいて初めて動く中身ですので、今後、町内のそういう林業事業主体さんと話を進めながら、果たしてこの要綱はおよそこれでいいかどうか。運用を進めてから、そのあとまた判断させていただきたいなと思っております。ですので現段階ではこの形で進めさせていただきたいなと思います。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「はい」の声)

11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 11番青田でございます。3つお願いします。まず7款1項6目、説明欄(1)交流推進事業、関西ふるさと会系関連のこの補正について伺います。まずこちらの方ですね、町長の肝いりといいますか、関西に東京びえい会のような同じようなのを作ると。そういうような思いで事業が進んでいくような認識でおるんですけども、あまり形がちょっとまだ見えてきてないとそういうような思いであります。それで現在どのような状況にあるのか、そして今後どのような見通しで、そういうふるさと会をつくっていくのか、その辺りについて伺いたいと思います。

次、2つ目になります。7款2項2目ですね、生涯学習推進費の説明欄(1)各種大会派遣事業について伺います。還暦の野球大会の出場というようなことで、これまであまりこう聞いたことのないそういう派遣の補助が出ているようで。私も朝ソフトボールやってて、今日はちょっと休んじゃったんですけども、先輩方頑張ってるなってそんな印象で。これどういような大会で、何人ぐらいがですね行って、やっぱり野球、控えも入れると結構な人数になるんで、派遣費用ということでいったらどれぐらい掛かっているのか、その辺りについて伺いたいと思います。

次3つ目になります。8款4項2目、公共下水道費、後ほどまた別な形で聞かせていただくとすけれども、

○議長(佐藤晴観議員) 青田議員、8款は次だ。

○11番(青田知史議員) 8款は次ですか。じゃあ2つでお願いします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 高島商工観光交流課長。

○商工観光交流課長(高島和浩君) まず1点目のですね、関西びえい会の現状と今後というところのご質問かと思えますけれども、関西びえい会につきましては、令和2年4月からですね、入会希望者ということで会員の募集を開始しまして、現在31名の方が入会を希望したいということで、受付をしておりますけれども、美瑛町出身者が現在2名という現状でありまして、皆さん関西の方で美瑛町といろいろ関わりたいという方がその他ということになっておりまして、なかなか設立に向けてですね、コロナの現状もあつたりですね、なかなかこう設立の中心となるキーパーソンの人材がなかなかこう、と、我々の方とでもなかなか接触が出来ないという現状からですね、まだ設立に至っていないという現状です。

今後についてなんですけれども、今回こういう形でですね、実際に関西の方に行きまして、関係人口の創出事業ですね、関西の方でこれから拠点を作ってですね、いろいろとこう関わりを深めていこうという中でですね、ふるさと会としてもですね、共にですね、そういう活動を通してですね、ふるさと会の設立がこう、関西の関係人口の中でですね、どういう風になっていくのかということは今後ですね、美瑛町と関わりたいという方々とですね、議論を深めながらふるさと会の設立に向けてですね進めていけたらという風に考えています。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 山下文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長(山下浩史君) 還暦軟式野球大会の派遣ということでございます。こちら全日本還暦軟式野球選手権大会という大会でございます。こちら平成30年度にも同じ大会で、町民の方1名、旭川のチームに入られまして、出場をしております、30年度にも派遣の支出をしているところでございます。今回の大会、全国大会なんですけれども、全チームで64

チーム、全国大会に各都道府県より参加されるということでございます。先ほど言いましたように、町民の方1名、チームとしては30名おまして、そのうち美瑛の町民の方1名参加ということで、約9万8,000円の支出ということで考えてございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 答弁いただきました。関西ふるさと会関係の再質問なんですけども、これ当初のイメージで言ったら、町長恐らく発案されたのかなという風に思っています。違ったらごめんなさい。ただ町長はきっと思い入れがあるかと思うんですけどね。町の出身の方が2名で、今キーパーソンがちょっとはっきりしてないよと。今後やはり展開するのに、美瑛のファンクラブを作ってやっていくのか、ふるさと会にするのかってところ、そこはやっぱり整理とかちょっとこう変わっていくような気がするんですね。ですからやっぱりその、今後のあり方でやっぱり先方というか、関西どの辺りまで入るのか分からないですけども、そこに住んでる方どなたか、きちんとやっぱりこう役員になる力強いそういう応援の中心になってくれる方がいないとなかなかその話が進んでいかないのかなと。その辺りについて、やはりこう町長そちらの方いらっしゃったんで、今後どのような見通しで何かそういう強力なリーダーシップを持った、そういう方を引き込んでやっていくのか、それとも、ファンクラブの中で賛同していただいた方の中から、ちょっとこういう感じでやっていきたいんでお願いしますという風にやっていくのか、その辺りちょっとそろそろはっきりとイメージが出来ていないと、事業として、いや、こうじゃなかったという風になってる可能性もあると思いますのでその辺り、町長の方からお考えを伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 関西びえい会、これまでそういう名称で予算、その折でご説明させていただきました。私がこれをやろうと言った訳ではございませんで、職員の中から、東京のふるさと会、非常に充実しておりますので、同じように関西地区でも、という動きの中で進めてきている事業でございます。先ほど担当課長からご説明ありましたとおり、実際に参加者を募ってみたところ美瑛出身で関西にいらっしゃる方が非常に少ないと。その方々に直接、役職を含めてお願いに上がりまして、役を受け組織化についてご協力いただけませんかというお話もさせていただいてきたところでございますけれども、それぞれお仕事ですとか年齢とかの事情があって、大きなといいますか、組織の中の役を担っていくということはちょっと勘弁させていただきますというようなお話しでこれまでのところ来ております。一方で、関西圏の中で美瑛と関わっていききたいんだという強い思いを持っていただいている方も、30名を超える方々がいらっしゃいます。せっかくそういう方々、自分たちが美瑛に関わっていききたいんだという趣旨

の思いを發していただき、参加申込みをしていただいている方々でございますので、こういう方こそ美瑛の関係人口そのものであり、こういう方々と更につながっていくことで、美瑛町への交流、経済的なメリットというものも生まれてくるという風に考えているところでございます。

でございますので、結論から言いますと、東京びえい会、あるいは北海道びえい会のような、出身の方が役職を務めていただいて会を運営していくという形というのは、関西では考えにくいのかなと思ってございます。ただ、関わる方、関わっていただける方々熱意のある方々が大変多くいらっしゃる地域でもございますので、その方々の力もお借りしながら、緩やかなネットワーク的な、まずネットワーク会を作らせていただきまして、その中で緩やかな関係人口の集まりの会が動いていく、今後動いていく中で中核的な役を担っていただくという方が生まれてくるかもしれませんし、その中でふるさと会的な機能に特化した部分も、ネットワークの中でそういうふるさと会の機能を持ってもいいよねという、発展的なお話になりましたら、そのような会合をお作りいただきたいという風な希望も持っているところです。現在のところは、美瑛に関わりたい、美瑛としても関わっていただきたい、そのような個人、企業の方々にまず集まっていただき、緩やかなネットワークをつくっていただいた上で、美瑛町との更に深い関わりを持っていただきたいなという風に考えているところでございます。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め次に進みます。

次に議案集の24頁から27頁まで。第8款土木費から第12款諸支出金までについて質疑を許します。

（「はい」の声）

8番桑谷議員。

○8番（桑谷 覺議員） 8番桑谷です。8款1項1目、空き家等解体支援事業、800万。これ限度額があると思うんですね、どういう基準で、

○議長（佐藤晴観議員） 80万。

○8番（桑谷 覺議員） 80万、限度額があると思うんですね。どういう基準で限度額とか決めてるか、まずその辺についてちょっとお伺いします。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 平間建設水道課長。

○建設水道課長（平間克哉君） 限度額でございますけれども、対象金額に対して2分の1ということで、その最大限度が40万円ということで定めさせていただいております。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 8番桑谷議員。

○8番（桑谷 覺議員） 大体分かりましたけど、あと解体する場合よく聞かれるんですけども、地元業者が補助金使う場合ね、地元業者か、他の地元でない業者でも使えるのか。その補助金、地元業者と決まってるのかその辺ちょっとお伺いします。

○議長（佐藤晴観議員） 休憩します。

休憩宣告（午前11時17分）

再開宣告（午前11時19分）

○議長（佐藤晴観議員） 再開します。

（「はい」の声）

平間課長。

○建設水道課長（平間克哉君） 業者につきましてははですね、町内に限るものではないということになりますけれども、私先ほどですね言いました40万円の限度額につきましては、町内業者対象ということになっております。また、町外の業者が事業者となる場合につきましては、美瑛町にですね指名登録願を出してる業者ということで、その他にですね、補助率が3分の1、限度額も30万円ということで、その対象とさせていただいているということです。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

（「はい」の声）

11番青田議員。

○11番（青田知史議員） 11番青田でございます。8款4項2目公共下水道費、説明欄（1）公共下水道事業特別会計繰出金について伺います。こちらの人件費、先ほど、ちょっとまた別な形で事業会計の方では質問させていただきますけど、先ほど、人件費の増ということで話いただいておりました。それで、美瑛町下水道事業経営戦略というのが、今年の3月に立てられていると、いうようなことで理解しております。その計画とのですね齟齬がないのか、その辺りについて伺いたいと思います。

繰出しの方とか課長、答弁になるんですかね、違うのかな。

○議長（佐藤晴観議員） 休憩します。

休憩宣告（午前11時21分）

再開宣告（午前11時21分）

○議長（佐藤晴観議員） 再開します。

（「はい」の声）

岩佐水道整備室長。

○水道整備室長（岩佐和男君） はい、今の経営戦略とこちらの繰出金の関係ということですけども、この繰出金につきましては、今回、人件費というようなことで一般会計の人件費の部分

については、当初予算もそうですけれども、ルールに基づきまして出しているものですので、そちら、内容についてはルールに基づいてやっております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 答弁いただきました。経営戦略、当然、中身確認はされてますよね。それ37頁に、要は収支計画等が出てましてね。それで平成21年からの決算、それに22年度については見込みで25年度までの人件費の予測といたしますかね、計画の数字が出ているかと思うんですけれども、その計画の数字の金額をお分かりになりますでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 岩佐室長。

○水道整備室長(岩佐和男君) すいません。ちょっと今すぐ確認出来ません。申し訳ないです。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 1,140万円ですね、大体。それで、今回繰出しすることによって、金額としては、恐らく571万2,000円が増えた部分ですから、大体1,700万円ぐらいになると。それで、今年の3月に立てられた経営戦略には、やっぱり1,140万ということで2025年度まで進めますよという計画になってるんです。ただ、それで今回繰り出すことによって、ちょっと計画というか齟齬ってさっき言ったんですが、その齟齬ってのはそこなんです。その人件費1人分が上乘せになるんじゃないですかっていうことで、どうお考えなのかということで質問させてもらっているんですけれども、ただこれやはりですね、本来的にはちょっとこれは私の印象ですよ。令和2年の1月、第1回定例会でも、町長に下水道の経営戦略について、水道戦略についての中で、一般質問私させてもらってるんですけども、やはりこれ公共のそういうインフラについては、町でしっかりと考えていかなきゃならない部分だと思うので、本来的にはですね、私これ、きちんと資料といたしますかね、計画を見せていただいて、その人件費がやはりこう1人分増えた理由、計画とちょっと変わってきてるよということについてはですね、しっかりと説明していただいて、それで補正なり、当初予算なりでですね、きちんとかう出していただくっていうのは、そこはやっぱり私思いとしてあるんですけれども、その辺りについて今回どうお考えか、町長お願いします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 今回の人件費の部分につきましては、必要なところということでご提案をさせていただいているところでございます。ただ、議員ご指摘のように、経営戦略との兼ね合い、上位計画との兼ね合いどうなってるのかと言われたところでございます。これまでも、

青田議員からご指摘いただいておりますように、上下水道共にこれからの町財政に与える影響が非常に大きいと、予測もされ懸念もされているところでございます。であるからこそ尚更、事前に立てました経営戦略、その他の計画に基づいた厳密な執行が求められているところでございます。今回、数字的に齟齬が生じているということにつきましては率直にお詫びを申し上げます。そして今後、戦略、あるいは計画に沿った形で、上下水道のみならずでございますけれども、予算の計上につきまして、より厳密で慎重な対応をとってまいりたいということをお誓いをさせていただきたいと思っておりますし、議員の皆さまへのご説明につきましても、より丁寧なご説明をさせていただくという風にお約束をさせていただきたいと存じます。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に議案集の16頁及び17頁。歳入全款について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認め次に進みます。

次に議案集の13頁から15頁まで。令和4年度美瑛町一般会計補正予算（第4号）の条文及び第1表歳入歳出予算補正について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第4号についての質疑を終わります。

次に、議案第5号について質疑を行います。議案集の28頁から33頁まで。令和4年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第5号についての質疑を終わります。

次に、議案第6号について質疑を行います。議案集の34頁から39頁まで。令和4年度美瑛町農業研修施設事業特別会計補正予算（第1号）の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。

（「はい」の声）

10番野村議員。

○10番（野村祐司議員） 10番野村です。よろしくお願いたします。当該款項目の説明欄の足腰の強い産業づくりのところの125万3,000円についてお伺いをいたします。ペレットストーブの更新ということで伺いました。ゼロカーボンですとかCO2の削減という、そういう観点からはよく分かるんですが、実はペレットということになると、原料そのものは、美瑛町外というものになるかと思っております。そこで、美瑛町については有効な森林資源がたくさん

んありますので、ペレットという部分についてはちょっと私、違和感を覚えるんですよね。そういった意味ではなぜペレットなのか、ペレットの意義はどこにあるか。この点についてまず1点をお伺いいたします。

それから木質チップ、公共事業で使っておりますけど、この木質チップのストーブにはならないものかどうかっていうようなところを、2点目お伺いいたします。

最後になりますけど、ペレットと化石燃料、この費対効果といいますか、費用効果は、どのぐらい積算をしているのか、この点についてお伺いをいたします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 吉川農林課長。

○農林課長(吉川智巳君) まず1点目、ペレット、何故ペレットストーブかということでありまして、実際、美瑛町で今6件の方がペレットストーブを使われているというところがあります。ただ、また一方で実は農業関係特に施設野菜関係でも、やっぱり燃料が高いという中で、ペレットストーブという導入が出来ないのかっていう問合せもあつたりしました。ここで問題になるのが、やはり燃料と違いまして、必要なときに、給油してもらおうとあってそういうことが出来ないという状況で、それなら施設が必要になってくるといった課題があるというのも聞いております。そういった中で、やはりペレットストーブはやっぱり使いやすいんじゃないかという中で、今回試験的にみのりのロビーで見ていただいて、町民の皆さんに実感していただいて、利便性等も、当然使いますので職員も見ていただいて、そういう利便性も検討した中でペレットストーブがいいのかどうかを判断していただきたいと、今回ペレットストーブの導入をさせていただいております。

で、チップでどうなのかといったところで、どうしてもチップとなりますと、かなり大規模な施設が必要になる。そのチップを使用してボイラーするとなると、ちょっと当初は考えてはいたんですけど、なかなか入りきらないということがありまして今回はペレットストーブ、いわゆるポータブルな一般的なメーカーで売ってますストーブが該当したので、今回はペレットストーブを導入させていただいております。木質チップなどもっと大規模なエネルギー源ということで考えられるんじゃないかなと、今後の課題ではないかという風に考えております。

費用対効果についてですが、実は今回のペレットストーブ、国内の市販のストーブなんですけども、一応、コンクリートで37畳分の燃料を炊けるというもので、費用対効果を算出しようと思ったんですけども、実は今使ってるロビーの燃料の灯油がですね、その1か所じゃなくて全体に回してるもんですから、どんだけのあそこで使ってるかちょっと算出出来ないところでちょっと今回は出しておりませんが、一般的に言われてるように、ペレットにつきましては、灯油の10分の1の縮減できるということを聞いておりますので、今後について、1年使った段階でもう少し具体的な数字が掴めればなと思っております。以上です。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、これで議案第6号についての質疑を終わります。

次に議案第7号について質疑を行います。議案集の40頁から45頁まで。令和4年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算（第1号）の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。

（「はい」の声）

12番山本議員。

○12番（山本賢一議員） 12番山本です。歳出の44頁ですね、2款1項1目発電事業管理費です。説明欄の発電施設施設管理事業の修繕料の部分なんですけれども、今回修繕が必要になったということなんですけれども、まず今までのこの修繕、壊れるまでですね、年間での計画で、どれだけの発電量をするかというのは決まってると思うんですけども、その計画に対してどのぐらいまでの発電量があったのか。それからもう1点なんですけれども、今回壊れて修繕が必要になった訳なんですけれども、事前にこの部分についてわからなかったのかどうか、点検等で発見出来なかったのか、それとも突然こう壊れてしまったとか、破損したのかという部分ですね、それはどうなのか。

それからもう1点なんですけども、この期間中ですね発電できる期間っての限定されてくると思うんですけども、なるべくですねこういう途中で故障がないようにですね、やはり事前に点検ですとか、修繕ですとかこれを徹底的に行ってですね。やはり、今自然エネルギー非常に重要な役割を果たすようなものになってますので、なるべくこういうようなことが起きないような形の今後の体制ですね、を作っていく必要があると思うんですけどその辺について伺いたいと思います。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 岩佐水道整備室長。

○水道整備室長（岩佐和男君） はい、今のご質問にお答えいたします。発電量なんですけれども、ちょっとキロワット数とか細かいところはわからないんですけども、年間3,000万円程度の予算を見込んでおまして、ほぼ今の段階でクリアしているというような状況ではあります。点検の内容につきましては、職員及びダムの管理をしているものが、毎日2回の目視点検、それから週に1回のグリスの入替点検など、そういうものは日々行っております。また電気保安協会ですとか、あと専門業者でのオイル交換、これらについても実施しております。ただ今回、この異常がわかったというのは計器を毎日確認しているんですけども、その温度が上がっているというようなことで発見しまして、それがわかってから専門業者を入れまして、僅かではありますけれども、今のところ使ってすぐに壊れるような状況ではないんですけども、

それが分かりまして今回補正というようなことになりました。

今後についてなんですけれども、なかなかその専門業者も、数多いわけではないんですけれども、今後ですね必要に応じて、またこの機械の耐用年数が、22年ということなんですけれども、もう19年経っているというようなことで、今後においては更新も視野に入れるんですけれども、なるべく途中で壊れないような管理体制を考えていきたいなと思っております。以上です。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑、

（「はい」の声）

6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） 6番中村です。45頁、2款1項1目ですね。同じく、(1)発電施設施設管理事業935万円が提案されました。先ほどのお答えにありましたけどもね、施設の運転についてはですね、業務委託されてるというお話でしたね。業務委託、毎年業務委託されてますね。この春に、別の業者によって特別点検を行ったという説明でしたね。違ったら、後でお答えください。その結果ですね、水車の軸受の潤滑オイルの温度上昇がわかったと。それで軸受を交換することになったということですね。

そこで質問です。ベアリングの温度上昇があったということですけども、平常と比較してどの程度上昇しているのか。

それから先ほど軸の歪みが、パッキンも交換するということがありましたけどもね。どの程度の歪み、それからパッキンの交換が必要なのかと。分かる範囲でお答えください。

それから、3つ目、軸受がですね異常だと、こうした軸受などが異常だということが、町へ報告された訳ですね。町はですね、これは大したことはないから運転を続けていくという判断ですね。これ町が運転を続けるように指示を出したという、そういう理解でいいですか。伺います。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 岩佐水道整備室長。

○水道整備室長（岩佐和男君） 今のご質問にお答えします。まず温度上昇の件ですけども、外気温によっても多少センサーですので、温度が上がったり下がったりするというのは聞いているんですが、通常50度以下で運転、その温度計が表示されているというのが正常な状態で、今回、温度が上がったというのはこれも一気に上がったわけではなくて、高いときに、57度まで上昇していたというようなことを聞いております。

それで次の交換の内容なんですけれども、ベアリング、それからパッキン、こちらが摩耗しているというようなことで軸自体が破損したり曲がっているということではないんですけれども、そこを交換するというところで進めます。それから先ほどの業者さんの話なんですけれども、

委託管理というのは年に1回ですね、施設の発電が9月末で終わるんですけども、その終わった後に、オイル交換ですとか、そういうグリスの交換ですとか、そういうものを委託管理したり、あと電気保安協会に電気関係の委託をしているということで、その委託とは別に今回、日々の職員の点検ですとかしている時に異常が発見されたので、本当の専門業者の方にそこから見ていただいたというようなことで進めております。

運転に際して、その町が運転を許可したということなんですけれども、その専門業者に見ていただいた中でですね、その歪みですとか、その今の状況が、温度上昇も含めて、総合的に判断してすぐに壊れる、破損するような状況ではないという風に聞いております。ですので今回、9月末の発電が終了するまで、収入の方も大事ですので、そちらの方も考えまして、9月末、運転させていただいて、その後、補正いただいた際に、完全な状態に修繕するという計画であります。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) 6番中村です。軸受っていうのはですね、あらゆる機械の中で最も重要であると、そして繊細な部分なんです。温度上昇が7度、普通、50度以下なのに57度になっていったっていうことは、7度以上の上昇があったということですね。普通ですね、機械屋の感覚から言えばね、この温度上昇があった時には普通止めるもんですよ。そして原因を分解して、究明するもんですよ。今回、運転を続けるっていうのは、点検業者の判断だということがお答えになりました。これが万一ですね、重大事故になった場合に、これはやはりその点検業者の判断である訳ですから、点検業者の責任になるという理解でいいのか。それともね、町が、幾分でも負担するのか、もう仮の話ですけどね。その辺のこともやはりきちっと予測して、やはり判断しなければならぬと思うんですよ。どのような、お考えなんですか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 岩佐室長。

○水道整備室長(岩佐和男君) 今も、もちろん発電は続けております。ただ、温度が明らかに異常をきたすとか、それから異音は相当小さい音ですので、人間の耳普通に聞いても、そういうものはわからないんですけども、しっかりと毎日の点検、それから今以上に少しでも変化が起きた時はその業者さんを選んでですね、すぐに止めるなどの対応をしたいと思っておりますので、そのようなことで進めていきたいと思っております。以上です。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「はい」の声)

11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 11番青田です。2款1項1目、発電施設施設管理事業について伺

います。この会計、収入、約7,000万。発電収入が3,300万ですよね。一般会計の繰入れが

3,700万と。それで出来上がり、7,000万程度の事業となっていると。それで今回935万円、かなり金額としては大きいものだと思うんですよね。そして、実際に発電収入としては3,000万です。3,000万の収入の中で1,000万の金額を投資して続けていかなきゃならないと。基金の残高4,000万ですよね。先ほど、19年経ってて、今後、全てのメンテナンスの公共施設のそういう何ていうんですかね、インフラ整備、何でもそうですけど、やっぱり金掛かってくるわけなんです。それで更新も視野に入れてということで、先ほど話はしてて、ただ私もやっぱり更新は必要なんだろうな、ただ更新は必要でいろんな補助金も入ったりだとか、やっぱりその辺も考えながらですね、ただ事業として、果たしてですね、一般会計から3,700万繰入れて、発電の収入の規模としては3,300万と。そんな中で続けていくリスクということについてはお考えがあるのかどうか伺いたと思います。事業を続けていく、この発電、このままですねやっていくことについてのリスク、お考えを伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 岩佐水道整備室長。

○水道整備室長(岩佐和男君) 今の事業を続けていくリスク等の考えということでお答えいたします。今現在もですね、もう19年が経過しているというような中で、今後どうしていくかというのは内部でも検討をずっと続けております。もちろん、今現在でどうするかというのははっきり決まっておりませんが、国の方でも補助金がありますし、あと買取制度もそれに基づきまして、今より高く買ってくれるFITというものも存在しております。それらを勘案し、更には今高騰している建設費、これがどうなっているのか、この辺を総合的に勘案した中で、今すぐ、決められる話ではないですけれども、その辺のシミュレーションの委託ですとかいろいろなものも含めて今考え中ですので、そのような中で今検討中ということでお答えします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 答弁いただきました。更新を視野にということではそういうことはなくて、きちんと慎重に計画を、これは経営戦略必要だと思いますよ、これもう絶対経営戦略が必要。その辺りについて十分、しっかりとですね、押さえていただきながら、やはり投資をする以上は、より慎重にですねやっていただきなきゃならないと思いますのでね、この会計しっかりと見極めた上で、判断していただきたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) ご指摘をいただきました。今の現状につきましては、担当課長答弁申し

上げたとおりでございまして、確定的な結論が出ている訳ではございません。で、今後どのようにしていくのかということについて内部で検討を進めている段階でございます。その中の内部の検討事項といいますか、内部検討に当たりましては、実際この事業、本当にコストから見て必要なのだろうかという視点での意見の交換も行われているところでございます。無批判、無計画に更新していこうという態度ではございません。しっかりとした将来設計含め、いける、これでいける、事業いけるという判断の下で、が出ましたら、更新についてまた、議員の皆様にご相談をさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、これで議案第7号についての質疑を終わります。

次に議案第8号について質疑を行います。議案集の46頁から51頁まで。令和4年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。

（「はい」の声）

11番青田議員。

○11番（青田知史議員） 11番青田でございます。1款1項1目、説明欄（1）、こちら給与ということですね、先ほどのちょっとつながりもあるんですけども、我々はここでしか数字で見れないんですけどもね、ここでやっぱりこう働いてる人たちのことにちょっと慮らないというか、そうしていかなきゃなんないのかなと私思ってます。先ほどの経営戦略の中では、地方企業会計について移行する際に、やはりこう必要に応じてということだと思んですけども、増員を図って、それで増員の場合には、550万程度の人件費の増額を見込んでいるというような記述があります。その中でですね、この地方企業会計、令和5年度末までに移行しなきゃならないという中で、今やはり人員の配置がですね、ここで補正で上がってくるよりは、本当であれば私の、何ていうんですか印象なんですけれどもね。やはり計画があって、その中で人の配置っていうのは、実は、先に想像出来なかったのかなと、どういう方が入るのかちょっとわからないんですけども、やはりこう忙しいと思うんです。本当にこう企業会計移行しなきゃなんないっていうのもあって、予算審査の時には何か大丈夫なようなことはね、言っていたんですけども、やはりこういう人の配置のところいったら急に忙しくなって配置したのかそれとも、やはり企業会計に関して移行が必要なところで大変になってきたから、配置をするようになったのか。その辺のところ、どのような状態で増員になったのか、その経緯、またはその、先ほどの計画の中でも、やはりこうありましたけれどもね、それを見込んでのことが出来なかったのか、伺いたいと思います。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 岩佐水道整備室長。

○水道整備室長（岩佐和男君） 今のご質問にお答えします。人事の配置のことですけれども、正直あの、人事のことということもありまして、4月1日の段階、予算の段階では、正直予算が立てられる状況ではない状況です。そうは言ってもですね、公会計が始まる、それから日々の業務、急遽出なければいけない業務というのが非常に多くありまして、そういう中で要望はしておりました。4月からその辺の中身が認められまして、1人配置というようなことになったんですけれども、それまでの、この中で予算もありましたので、今ある予算の中で1人分使えますので、それでずっと払ってきまして、今回この9月の議会で追加ということをお願いをした次第です。以上です。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 11番青田議員。

○11番（青田知史議員） 答弁いただきました。なかなかね、予算組みの関係もあるから難しいということで重々わかってます。昨日来からやっぱり、私もつい言っちゃうんだけど、皆さん忙しいと思います。私の他の議員も言ってたと思うんですけれども、何となく、かなりタイトな状態で皆さん仕事なさってるんじゃないのかなと。コロナもあるし、やっぱり人の配置のところだとか含めてですね、何となくこう、イメージとして今回の補正の中で、事前にゆとりを持ってって言ったらちょっと語弊あるかもしれないんですけれどもね、そういうシステムで、企業会計の移行については大丈夫だっというのは予算審査の時に伺ってたんですけども、やはりこう、いろいろと仕事あると思いますのでね、その中でタイトな状態での、そういう人事っていうのはなかなかちょっと私、今後避けていただきたいというか、やはりなんていうのかな、計画に沿ったそういう人員配置をですね、この会計に限らず、しっかりと理事者の方には考えていただきたいなと思っております。いかがでしょうか。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 働きやすい環境づくりを整えていくというのはもちろん、私どもが責任を持って行わなければならない部分であると認識しております。一方で人員の定数ではございませんけれども、一定の数、限られているという中で最大限、それぞれの職員の方々の能力を發揮していただき、業務を行っていただくという環境づくりに努めてまいりたいと考えております。このところ、予期せぬといいますか、若い年齢で退職をしていく職員という例が出始めております。そこがこれまで見込んでいて、この人数で何年後こういけるとい、その見込みが段々ずれてきておりますので、その部分を今の働き方という部分が美瑛町役場で現れておりますので、実態に即し、また、採用面でもそのような状況を見越した上での採用に努めてまいり、職員の皆さんがより働きやすい、能力を發揮しやすい環境づくりに努めてまいります。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声）

これで議案第8号についての質疑を終わります。

次に、議案第9号について質疑を行います。議案集の52頁及び53頁。令和4年度美瑛町水道事業会計補正予算（第3号）の条文及び補正予算説明全般について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第9号についての質疑を終わります。

これで6案件についての質疑を終わります。

これから討論を行います。はじめに、議案第4号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで議案第4号についての討論を終わります。

次に、議案第5号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで議案第5号についての討論を終わります。

次に、議案第6号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで議案第6号についての討論を終わります。

次に、議案第7号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで議案第7号についての討論を終わります。

次に、議案第8号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで議案第8号についての討論を終わります。

次に、議案第9号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで議案第9号についての討論を終わります。

これから日程第5、議案第4号の件を採決します。議案第4号、令和4年度美瑛町一般会計補正予算（第4号）についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第4号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第5号の件を採決します。議案第5号、令和4年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第6号の件を採決します。議案第6号、令和4年度美瑛町農業研修施設事業特別会計補正予算(第1号)についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第6号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第7号の件を採決します。議案第7号、令和4年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算(第1号)についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第7号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第8号の件を採決します。議案第8号、令和4年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第8号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第9号の件を採決します。議案第9号、令和4年度美瑛町水道事業会計補正予算(第3号)についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第9号の件は原案のとおり可決されました。

午後1時まで休憩します。

休憩宣告(午前11時54分)

再開宣告(午後1時00分)

日程第11 議案第10号 教育委員会教育長の任命について

○議長(佐藤晴観議員) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第11、議案第10号、教育委員会教育長の任命について、同意を求める件を議題とします。本件について提出者の説明を求めます。

(「はい」の声)

角和町長。

(町長 角和 浩幸君 登壇)

○町長(角和浩幸君) 議案第10号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集は54頁になります。まず、議案朗読させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

鈴木貴久氏は美瑛町職員として長年勤務され、総務課長、会計管理者等を経て、現在、特任参与として、一般財団法人丘のまちびえい活性化協会に勤務、ご活躍をいただいているところであります。9月30日で千葉茂美氏が任期満了となることから、鈴木貴久氏を教育委員会教育長として任命いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

今回、千葉教育長が退任されることとなります。3期10年に亘りまして、町の教育行政を牽引していただきました。この間、昨日の一般質問の中でも高い評価をお受けになられているとおり、管内でも、先進的な教育を展開をしていただきました。ICT教育や特別支援教育など、どこをとりましても他の教育委員会のお手本となるような取組を推進していただきました。私にとりましても、町長職就任をさせていただきまして、事情がよく分からない時に、教育行政を推進していただき、また多くの教えをいただいたところでございます。これまで美瑛町の教育の発展にご尽力を賜りましたことに、心より感謝を申し上げます。引き続き、ご活躍をご祈念申し上げますし、またご指導賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

新たに任命をお願いいたします鈴木氏につきましても、千葉教育長が築かれました美瑛町の教育を更に発展していただけるものと考え、今回ご提案をさせていただき次第でございます。何卒よろしくをお願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「はい」の声)

6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。議案第10号ですね、教育委員会教育長の任命について。教育長ですね、任命の方法は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律にあると説明がされました。この法律は、昭和31年の法律で162号ということですね。私はね、教育長は、町長に次ぐ重要なポストであります。今回角和町長はおっしゃいましたけども、今回の選任に当たりですね、どのような検討の過程をされたのか。再度お聞きします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 教育長の職でございます。大変重要な職に就いていただくこととなります。で、ありますので、当然のことですけれども、千葉教育長の後任を担っていただく方の人格ですとか人柄、またこれまでの働き方、働きぶり、リーダーシップ等を総合的に勘案をさせていただきまして、相応しい人物をお願いをさせていただいているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。まず、千葉教育長にあってはですね、10年に亘り、その任にご尽力くださったことは十分に認識しております。この美瑛町においてですね、大きな災害や事件、事故もなく平穏な時代であったと私は捉えております。

しかし一方ですね、今日世界は予測のつかない激動の時代に突入しつつあると私は認識しております。アメリカは当然ですけども、この前、イギリスの女王がなくなると。そして、首相も代わられました。フランス、ドイツなどEU諸国ですね、それから中国、これも先が読めない状況になりつつあると。こういう情報はネットにはもう溢れております。日本も影響の外にある訳ではないんですね、密接につながっております。町の未来を担うのがね、当然子どもたちであることは言うまでもないんですけども、こういう先が読めない状況に対してですね、従来にとらわれない自由な発想が必要ではないのかなと私はそのように感じております。

そこでですね、町長は今おっしゃいましたけども、この選任にあたってですね、お一人じゃなくて、やはり民間人を含めた複数案を立案して、そして検討して、その上でいろんな方に意見を聞いて、そして絞り込んでいく、そういうことが大事ではないかなと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) この方にとお願いをさせていただくという過程の中で、私の頭の中では様々なことを考え、様々な点から検討を加えさせていただきました。その結果として、今ご提案をさせていただく、鈴木貴久氏が最も適任であるという判断の下でご提案をさせていただいているところでございます。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次は討論であります。省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第11、議案第10号の件を採決します。議案第10号、教育委員会委員長の任命についての件を、同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第10号の件は同意することに決定しました。

日程第 1 2 議案第 1 1 号 教育委員会委員の任命について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第 1 2、議案第 1 1 号、教育委員会委員の任命について、同意を求める件を議題といたします。本件について提出者の説明を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 議案第 1 1 号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は 5 5 頁になります。まず、議案を朗読をさせていただきます。

（議案の朗読を省略する）

小野寺氏は、平成 2 4 年 1 0 月から教育委員会委員として務められ、現在 3 期目であります。9 月 3 0 日で任期満了となりますので、小野寺氏の教育委員会委員の再任につきまして議会の同意をお願いするものでございます。なお、委員の任期は 4 年間、令和 4 年 1 0 月 1 日から令和 8 年 9 月 3 0 日までとなっております。どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

おはかりします。次は討論であります。省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第 1 2、議案第 1 1 号の件を採決します。議案第 1 1 号、教育委員会委員の任命についての件を、同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第 1 1 号の件は同意することに決定しました。

日程第 1 3 認定第 1 号 令和 3 年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 1 4 認定第 2 号 令和 3 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第 1 5 認定第 3 号 令和 3 年度美瑛町農業研修施設事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

- 日程第 1 6 認定第 4 号 令和 3 年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 7 認定第 5 号 令和 3 年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 8 認定第 6 号 令和 3 年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 9 認定第 7 号 令和 3 年度美瑛町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 2 0 認定第 8 号 令和 3 年度美瑛町立病院事業会計決算の認定について
-

○議長（佐藤晴観議員） 日程第 1 3、認定第 1 号、令和 3 年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第 1 4、認定第 2 号、令和 3 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第 1 5、認定第 3 号、令和 3 年度美瑛町農業研修施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第 1 6、認定第 4 号、令和 3 年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第 1 7、認定第 5 号、令和 3 年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第 1 8、認定第 6 号、令和 3 年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第 1 9、認定第 7 号、令和 3 年度美瑛町水道事業会計決算の認定についての件及び日程第 2 0、認定第 8 号、令和 3 年度美瑛町立病院事業会計決算の認定についての件を一括議題とします。これから各議案の提案理由の説明を求めます。はじめに、認定第 1 号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

今瀧総務課長。

（総務課長 今瀧 毅君 登壇）

○総務課長（今瀧 毅君） 認定第 1 号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は 5 6 頁になります。令和 3 年度の美瑛町一般会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものです。最初に議案を朗読し、その後、別冊の令和 3 年度美瑛町各会計決算書及び令和 3 年度美瑛町各会計決算に係る行政報告書により説明いたします。議案集は 5 6 頁になります。

（議案の朗読を省略する）

それでは、別冊の令和 3 年度、美瑛町各会計決算書によりご説明いたします。歳入歳出決算書の歳入、歳出、それぞれ合計額のみ申し上げます。決算書の 3 頁、4 頁になります。歳入合計、予算現額 1 2 6 億 1, 9 5 6 万 4, 0 0 0 円、調定額 1 2 2 億 2, 4 4 7 万 1, 3 2 2 円、収入済額 1 2 2 億 7 5 2 万 9, 5 5 3 円、不納欠損額 1 9 0 万 6, 2 0 4 円、収入未済額 1, 5 0 3 万 5, 5 6 5 円、予算現額と収入済額との比較 4 億 1, 2 0 3 万 4, 4 4 7 円の減です。

次に、歳出について説明いたします。歳出につきましても合計額のみ申し上げます。決算書の7頁、8頁になります。歳出合計、予算現額126億1,956万4,000円、支出済額119億1,767万924円、翌年度繰越額1億1,067万7,000円、不用額5億9,121万6,076円、予算現額と支出済額との比較7億189万3,076円、歳入歳出差引残額2億8,985万8,629円。9頁以降の歳入歳出決算事項別明細書から171頁の充用内訳までは、説明を省略させていただきます。

決算書の172頁になります。実質収支に関する調書です。実質収支に関する調書は区分、金額の順に読み上げます。令和3年度一般会計実質収支に関する調書、1、歳入総額122億752万9,553円。2、歳出総額119億1,767万924円。3、歳入歳出差引額2億8,985万8,629円。4、翌年度へ繰り越すべき財源、(1)継続費繰越額0円、(2)繰越明許費繰越額1,493万8,000円、(3)事故繰越し繰越額0円、計1,493万8,000円。5、実質収支額2億7,492万629円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額0円。

次頁以降の財産に関する調書につきましては説明を省略させていただきます。

次に、別冊の令和3年度美瑛町各会計決算に係る行政報告書により説明をいたします。決算に係る行政報告書の1頁になります。令和3年度美瑛町一般会計決算に係る行政報告。地方自治法第233条第5項の規定により、令和3年度における主要な施策とその成果について報告します。

以下、1の総括を抜粋のうえ朗読し、説明に代えさせていただきます。冒頭から6行を省略し7行目からになります。

(決算に係る行政報告書の朗読を省略する)

以上で、認定第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくようお願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、認定第2号について、提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

梶山保健福祉課参事。

(保健福祉課参事 梶山 尚代君 登壇)

○保健福祉課参事(梶山尚代君) 認定第2号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

議案集は57頁になります。令和3年度の美瑛町老人保健施設事業特別会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものです。はじめに議案を朗読し、その後、別冊の決算書と決算に係る行政報告書によりご説明させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

次に、別冊の美瑛町各会計決算書の180頁と181頁になります。歳入歳出決算書の歳入歳出ともに合計額のみ申し上げます。歳入合計、予算現額9,673万3,000円、調定額

9, 672万9, 285円、収入済額9, 672万9, 285円、不納欠損額及び収入未済額についてはともに0円、予算現額と収入済額との比較3, 715円の減です。

歳出、歳出合計、予算現額9, 673万3, 000円、支出済額9, 672万8, 257円、翌年度繰越額0円、不用額4, 743円、予算現額と支出済額との比較4, 743円、歳入歳出差引残額1, 028円。

次頁以降の歳入歳出決算事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、186頁になります。実質収支に関する調書です。各項目とも区分、金額の順に申し上げます。1、歳入総額9, 672万9, 285円。2、歳出総額9, 672万8, 257円。3、歳入歳出差引額1, 028円。4、翌年度へ繰り越すべき財源0円。5、実質収支額1, 028円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額0円。

下記の財源に関する調書につきましては省略させていただきます。

次に、別冊の決算に係る行政報告書の67頁になります。朗読をもちまして説明とさせていただきます。

(決算に係る行政報告書の朗読を省略する)

以上で、認定第2号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、認定第3号について、提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

吉川農林課長。

(農林課長 吉川 智巳君 登壇)

○農林課長(吉川智巳君) 認定第3号の提案理由についてご説明申し上げます。議案集は58頁になります。令和3年度美瑛町農業研修施設事業につきまして、農業研修施設センター及び担い手研修センターの管理に係る特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものです。それでは、はじめに議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、別冊各会計決算書についてご説明を申し上げます。頁数は187頁からになります。歳入歳出決算につきまして合計額のみ申し上げます。歳入、予算現額3, 113万2, 000円、調定額3, 049万2, 565円、収入済額3, 049万2, 565円、収入未済額0円、予算現額と収入済額との比較63万9, 435円の減。

次に歳出になります。予算現額3, 113万2, 000円、支出済額3, 049万2, 565円、不用額63万9, 435円、予算現額と支出済額との比較63万9, 435円、歳入歳出差引残額0円。

次に、次頁以降の歳入歳出事項別明細書については省略させていただき、次に193頁、実質収支に関する調書についてご説明申し上げます。令和3年度の農業研修施設事業特別会計実

質収支に関する調書につきましては区分、金額の順に申し上げます。1、歳入総額3,049万2,565円。2、歳出総額3,049万2,565円。3、歳入歳出差引額0円。4、翌年度へ繰り越すべき財源0円。5、実質収支額0円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額0円。

財産に関する調書は省略させていただきます。

次に別冊、決算に係る行政報告書についてご説明申し上げます。頁数は69頁になります。朗読をもって行政報告に代えさせていただきます。

(決算に係る行政報告書の朗読を省略する)

以上で、認定第3号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、認定第4号について、提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

岩佐水道整備室長。

(水道整備室長 岩佐 和男君 登壇)

○水道整備室長(岩佐和男君) 認定第4号の提案理由についてご説明申し上げます。議案集は59頁になります。令和3年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものであります。はじめに議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、各会計決算書及び決算に係る行政報告書によりご説明申し上げます。決算書は195頁、196頁になります。歳入歳出決算書でございます。合計欄のみ申し上げます。歳入、予算現額7,067万6,000円、調定額7,066万8,558円、収入済額7,066万8,558円、不納欠損額、収入未済額ともに0円でございます。予算現額と収入済額との比較は7,442円の減でございます。

歳出、予算現額7,067万6,000円、支出済額7,066万8,558円、翌年度繰越額0円、不用額7,442円、予算現額と支出済額との比較は7,442円でございます。歳入歳出差引残額は0円でございます。

次頁以降の事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、201頁になります。実質収支に関する調書でございます。区分、金額の順に申し上げます。1、歳入総額7,066万8,558円。2、歳出総額7,066万8,558円。3、歳入歳出差引額、4、翌年度へ繰り越すべき財源、5、実質収支額、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は、いずれも0円でございます。

財産に関する調書は説明を省略させていただきます。

次に、別冊の決算に係る行政報告書70頁になります。朗読をもって説明とさせていただきます。

(決算に係る行政報告書の朗読を省略する)

以上で、認定第4号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、認定第5号について、提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

岩佐水道整備室長。

○水道整備室長(岩佐和男君) 認定第5号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集は60頁になります。令和3年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。はじめに議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、各会計決算書及び決算に係る行政報告書によりご説明申し上げます。決算書は202頁、203頁になります。歳入歳出決算書でございます。合計欄のみ申し上げます。歳入、予算現額2,586万2,000円、調定額2,530万139円、収入済額2,530万139円、不納欠損額、収入未済額ともに0円でございます。予算現額と収入済額との比較は56万1,861円の減でございます。

歳出、予算現額2,586万2,000円、支出済額2,412万9,066円、翌年度繰越額0円、不用額173万2,934円、予算現額と支出済額との比較は173万2,934円でございます。歳入歳出差引残額は117万1,073円でございます。

次頁以降の事項別明細書につきましては説明を省略させていただきます。

次に、210頁になります。実質収支に関する調書でございます。区分、金額の順に申し上げます。1、歳入総額2,530万139円。2、歳出総額2,412万9,066円。3、歳入歳出差引額、117万1,073円。4、翌年度へ繰り越すべき財源0円。5、実質収支額117万1,073円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額0円でございます。

次の頁の財産に関する調書につきましては説明を省略させていただきます。

次に、別冊の決算に係る行政報告書の71頁になります。朗読をもってご説明とさせていただきます。

(決算に係る行政報告書の朗読を省略する)

以上で、認定第5号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、認定第6号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

岩佐水道整備室長。

○水道整備室長（岩佐和男君） 認定第6号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は61頁になります。令和3年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。はじめに議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、各会計決算書並びに決算に関する行政報告書によりご説明を申し上げます。決算書は212頁、213頁になります。歳入歳出決算書でございます。合計欄のみ申し上げます。歳入、予算現額3億1,506万3,000円、調定額3億1,857万6,120円、収入済額3億1,500万4,482円、不納欠損額7万5,136円、収入未済額349万6,502円でございます。予算現額と収入済額との比較は5万8,518円の減でございます。

歳出、予算現額3億1,506万3,000円、支出済額3億759万624円、翌年度繰越額0円、不用額747万2,376円、予算現額と支出済額との比較は747万2,376円でございます。歳入歳出差引残額741万3,858円でございます。

次頁以降の事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、222頁になります。実質収支に関する調書でございます。区分、金額の順に申し上げます。1、歳入総額3億1,500万4,482円。2、歳出総額3億759万624円。3、歳入歳出差引額741万3,858円。4、翌年度へ繰り越すべき財源0円。5、実質収支額741万3,858円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額0円でございます。

次の頁の財産に関する調書につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、別冊の決算に係る行政報告書の73頁になります。朗読をもってご説明とさせていただきます。

（決算に係る行政報告書の朗読を省略する）

以上で、認定第6号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、認定第7号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

岩佐水道整備室長。

○水道整備室長（岩佐和男君） 認定第7号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は62頁になります。令和3年度美瑛町水道事業会計決算の認定をお願いするものでございます。はじめに議案を朗読させていただきます。

（議案の朗読を省略する）

次に、各会計決算書及び決算に係る行政報告書によりご説明を申し上げます。決算書は224

頁になります。令和3年度美瑛町水道事業会計決算報告書の1、収益的収入及び支出につきまして、水道事業収益及び水道事業費用の欄のみ申し上げます。収入、第1款水道事業収益、当初予算額3億671万5,000円、補正予算額455万3,000円の減額、合計3億216万2,000円、決算額2億9,966万851円、予算額に比べ決算額の増減250万1,149円の減。

支出、第1款水道事業費用、当初予算額3億671万5,000円、補正予算額902万円の減額、合計2億9,769万5,000円、決算額2億9,217万2,320円、不用額552万2,680円、たな卸資産購入限度額（予算第9条）執行に伴う仮払消費税及び地方消費税は、7万878円である。

次に、225頁になります。2、資本的収入及び支出につきまして、資本的収入及び資本的支出の欄のみ申し上げます。収入、第1款資本的収入、当初予算額3,157万1,000円、補正予算額166万円の減額、合計2,991万1,000円、決算額2,990万9,455円、予算額に比べ決算額の増減1,545円の減。

支出、第1款資本的支出、当初予算額1億2,086万2,000円、補正予算額1,901万1,000円の追加、合計1億3,987万3,000円、決算額1億3,987万2,334円、不用額666円、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額1億996万2,879円は、当年度消費税資本的収支調整額554万846円、過年度分損益勘定留保資金1億442万2,033円で補てんした。

以下、財務諸表及び決算附属書類等につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、別冊の決算に係る行政報告書76頁になります。朗読をもってご説明とさせていただきます。

(決算に係る行政報告書の朗読を省略する)

以上で、認定第7号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご説明申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、認定第8号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

観音町立病院事務局長。

(町立病院事務局長 観音 太郎君 登壇)

○町立病院事務局長（観音太郎君） 認定第8号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は63頁です。認定第8号は、令和3年度の美瑛町立病院事業会計決算の認定をお願いするものであります。はじめに議案条文を朗読し、その後、決算書及び決算に係る行政報告書によりご説明申し上げます。

(議案の朗読を省略する)

次に、決算書の246頁、令和3年度美瑛町立病院事業会計決算報告書です。1、収益的収入及び支出につきましては、病院事業収益、病院事業費用の総額のみをご説明申し上げます。はじめに収入です。第1款病院事業収益、当初予算額12億773万円、補正予算額1,422万6,000円の減、予算額合計11億9,350万4,000円、決算額11億5,490万4,013円、予算額に比べ決算額の増減は3,859万9,987円の減です。

次に支出です。第1款病院事業費用、当初予算額12億773万円、補正予算額1,422万6,000円の減、予算額合計11億9,350万4,000円、決算額11億4,532万8,684円、不用額4,817万5,316円。

次に、247頁です。2の資本的収入及び支出の収入から、資本的収入は総額のみを申し上げます。第1款資本的収入当初予算額4,349万7,000円、補正予算額395万1,000円、予算額合計4,744万8,000円、決算額4,737万1,344円、予算額に比べ決算額の増減は7万6,656円の減です。

資本的支出も同じく総額のみを申し上げます。第1款資本的支出、当初予算額1億5,032万7,000円、補正予算額4,705万円、予算額合計1億5,503万2,000円、決算額1億5,494万4,845円、不用額は8万7,155円です。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億757万3,501円は、当年度消費税資本的収支調整額104万101円、過年度分損益勘定留保資金1億653万3,400円で補てんいたしました。

以下、財務諸表、決算附属書類等につきましては説明を省略させていただきます。

次に、別冊の決算に係る行政報告書の79頁です。こちらは朗読をもって報告といたします。

(決算に係る行政報告書の朗読を省略する)

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、監査委員の審査意見を求めます。

(「はい」の声)

大西代表監査委員。

(代表監査委員 大西 宣充君 登壇)

○代表監査委員（大西宣充君） 監査委員から令和3年度美瑛町一般会計・特別会計・基金運用状況等決算審査意見及び令和3年度美瑛町公営企業会計決算審査意見を申し上げます。別冊資料の14頁、決算審査意見書をお開き願います。

はじめに、令和3年度美瑛町一般会計・特別会計・基金運用状況等決算審査の意見を申し上げます。1、審査の対象は、第1号、令和3年度美瑛町一般会計歳入歳出決算から第8号、地方自治法施行令第166条第2項の規定による調書であります。2、審査の期間は、令和4年8月1日から8月4日まで4日間実施いたしました。なお、3、審査の会場及び4、審査の方法についてはご覧のとおりとなっております。5、審査の結果については、各会計決算につい

て、内容を慎重に審査した結果、計数的には正確なことを確認し、総括的には予算の執行、財務に関する事務の処理は適正であることを認めます。

次に、会計ごとの決算の意見についてです。はじめに、一般会計ですが、ページは16頁から21頁になります。詳細については、記載のとおりですので省略させていただき、総括意見のみ申し上げます。

21頁になります。総括意見といたしまして、令和3年度決算は、国内での新型コロナ発生から2年目を迎え、引き続き感染予防対策及び経済支援策を実施したほか、新型コロナワクチン接種の円滑な接種体制を構築し、安心した暮らしを守るため迅速に対応し、また、記録的な少雨・高温の影響による干ばつ被害に対し、肥料購入助成などの次期作支援を行い、コロナ禍の影響による主食用米の需給緩和や価格低下に対しての米生産安定支援対策事業を実施、このほか、電子地域通貨「Beコイン」の本格運用を開始し、町内での経済循環や消費拡大につなげるとともに、町民サービスの向上や地方創生の取り組みなど積極的に取り組んだことが表れている。以下、省略しまして、下から10行目です。今後においては、新型コロナの動向を見据えながら必要な対策を講じつつ、これまで実施してきた減免処置及び各種使用料等の免除措置などを精査することで、町税等の回復が見込まれ、また、観光客の増加等による経済活動の回復に期待するところであり、これまでと同様に安全・安心に暮らせるまちづくりと将来にわたり持続的に発展していくための取り組みが求められている。さらに、公共施設維持管理経費や社会保障関連経費等、特に物件費及び扶助費の増加傾向は長期的に続いているとともに、人口減少対策、関係人口創出やウィズコロナを踏まえた新たな観光のあり方等の様々な懸案事項もある中、町税をはじめとする自主財源を確保しつつ、選択と集中の観点から予算の適正配分を図るなど、将来にわたって持続可能な行財政運営を推進されるよう努められたい。

次に22頁から24頁の特別会計ですが、詳細並びに総括意見につきましては、記載のとおりとなっておりますので省略させていただきます。

最後に、25頁をお開き願います。各基金の運用状況についてですが、審査の結果、正確であることを認めます。詳細については、記載のとおりとなっておりますので、省略させていただきます。以上、審査意見を申し上げましたが、意見書で読み上げを省略いたしました所については、後ほどご覧願います。

続きまして、令和3年度美瑛町公営企業会計決算審査の意見を申し上げます。別冊資料の27頁、決算書審査意見書をお開き願います。1、審査の対象は、令和3年度美瑛町水道事業会計及び令和3年度美瑛町立病院事業会計であります。2、審査の期間は、令和4年7月11日と12日の2日間で実施いたしました。3、審査については、省略いたします。4、審査の結果については、両会計決算について、内容を審査した結果、計数は正確であり、証拠書類及び関係諸帳簿も整備されており、適正に処理されていることを認めます。

次に、会計ごとの決算の意見について申し上げます。はじめに美瑛町水道事業会計です。頁数は28頁から31頁になります。詳細については、記載のとおりですので、省略させていただき、総括意見のみ申し上げます。

31頁、総括意見といたしまして、前段省略しまして、下から6行目からです。今後においても、計画的な施設更新が求められる中、経営環境については、給水人口の減に加え、収益に直結する新型コロナの感染動向に注視しながら、経営基盤の強化が図られるよう、引き続き経費の節減に努力され、ライフラインの根幹となる良質な水の安定供給と効率的な事業運営、住民サービス向上に努められるよう一層望むものである。また、未収金については、補助金等を除く水道使用料については継続的に減少していることから、引き続き計画的な徴収に努められたい。

次に、町立病院事業会計です。頁数は32頁から36頁になります。同じく、詳細につきましては、記載のとおりですので、省略させていただき、総括意見のみ申し上げます。

総括意見といたしまして、前段省略して、35頁下から6行目からです。今後においても、収益面で病院運営の根幹である医師確保の課題、診療報酬の改定及び患者数の減少など、外部環境の変化により医業収益が左右され、さらに、発熱外来をはじめとする新型コロナ対応と一般診療及び健診業務などの通常業務との両立が求められる中、限られた人員の配置バランスも重要となり、病院運営に大きな影響を及ぼすことが考えられる。また、費用面においては、老朽化による施設修繕や医療機器等の更新の増、人件費の増に伴う影響等が想定され、収支両面にわたり厳しい経営状態が予測される場所である。

このことから、病院経営にあたっては、課題が複雑化していることから、多角的な分析・検討を行い、中長期的な経営を見据えたビジョンを示すとともに、地域の医療機関として将来にわたって町民の医療ニーズに応えられるよう、経営方針の抜本的な改革なども視野に入れ、病院経営の安定化に努めていただきたい。

以上、審査意見を申し上げますが、意見書で読み上げを省略したところについては、後ほどご覧願います。

監査委員からの審査意見については、以上であります。

○議長（佐藤晴観議員） これから総括質疑を行います。はじめに、8案件に関連する事項について総括質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで8案件に関連する事項についての総括質疑を終わります。

次に、認定第1号について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで認定第1号についての総括質疑を終わります。

次に、認定第2号について総括質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで認定第2号についての総括質疑を終わります。

次に、認定第3号について総括質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで認定第3号についての総括質疑を終わります。

次に、認定第4号について総括質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで認定第4号についての総括質疑を終わります。

次に、認定第5号について総括質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで認定第5号についての総括質疑を終わります。

次に、認定第6号について総括質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで認定第6号についての総括質疑を終わります。

次に、認定第7号について総括質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで認定第7号についての総括質疑を終わります。

次に、認定第8号について総括質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで認定第8号についての総括質疑を終わります。

おはかりします。ただいま一括議題となっています、日程第13、認定第1号から日程第20、認定第8号までの8案件の審議については、議長及び議会選出監査委員を除く12名の委員で構成する令和4年度美瑛町議会決算審査特別委員会を設置して、閉会中の付託審査とすることにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっています、8案件の審議については、議長及び議会選出監査委員を除く12名の委員で構成する令和4年度美瑛町議会決算審査特別委員会を設置して、閉会中の付託審査とすることに決定しました。

休憩中に決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を願います。

しばらく休憩します。

○議長(佐藤晴観議員) 一旦再開します。それでは、2時30分まで休憩します。

その後、決算審査特別委員会を開催します。

休憩宣告（午後 2時15分）

再開宣告（午後 2時30分）

○議長（佐藤晴観議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

先ほども申し上げましたが、休憩中に決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を願います。

しばらく休憩します。

休憩宣告（午後 2時30分）

再開宣告（午後 2時44分）

○議長（佐藤晴観議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

休憩中に、令和4年度美瑛町議会決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が参りましたので報告します。

決算審査特別委員会の委員長に12番山本賢一議員、副委員長に5番大坪正明議員、以上のとおりであります。

日程第21 報告第1号 令和3年度美瑛町健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第21、報告第1号、令和3年度美瑛町健全化判断比率及び資金不足比率についての件を議題とします。本件について説明を求めます。

（「はい」の声）

今瀧総務課長。

（総務課長 今瀧 毅君 登壇）

○総務課長（今瀧 毅君） 報告第1号につきまして、内容をご説明いたします。議案集は64頁、65頁になります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第2条第1項の規定により、令和3年度美瑛町健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について報告するものです。はじめに議案を朗読し、その後、内容をご説明いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、議案集65頁になります。はじめに、美瑛町健全化判断比率の状況ですが、比率区分、令和3年度の欄の順で読み上げます。実質赤字比率、黒字であり、赤字比率はありません。連結実質赤字比率、黒字であり、赤字比率はありません。実質公債費比率11.6%、前年度比0.6%の増となっております。将来負担比率41.2%、前年度比13.4%の減となっております。いずれの比率とも早期健全化基準及び財政再生基準を下回っております。

次に、美瑛町公営企業等会計の資金不足比率の状況ですが、令和3年度は、いずれの会計区分におきましても資金不足はありません。

以上で、報告第1号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

おはかりします。報告第1号については、これをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、報告第1号の件は報告を終わります。

日程第22 意見書案第7号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第22、意見書案第7号、国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

（「はい」の声）

10番野村議員。

（10番 野村 祐司議員 登壇）

○10番（野村祐司議員） 朗読をもって提案いたします。

（意見書案の朗読を省略する）

以上でございます。賛同賜りますようご提案申します。以上です。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第22、意見書案第7号の件を採決します。意見書案第7号、国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書についての件を、決議することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって意見書案第7号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

日程第23 議員の派遣について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第23、議員の派遣についての件を議題とします。本件について、地方自治法第100条第13項及び美瑛町議会会議規則第127条の規定に基づき、別紙のとおり議員の派遣をしたいと思いをします。

おはかりします。

本議会は、別紙のとおり議員の派遣をすることにご異議はありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、別紙のとおり議員の派遣をすることに決定しました。なお、派遣場所等に変更が生じた場合には、議長において承認したいと思いをしますので、了承願います。

日程第24 所管事務調査の申し出について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第24、所管事務調査の申し出についての件を議題とします。本件について、総務文教常任委員会委員長大坪正明議員、産業経済常任委員会委員長野村祐司議員、議会運営委員会委員長桑谷覺議員から所管事務調査を行うため、閉会中の継続調査の承認を求める申し出が別紙のとおりありました。

おはかりします。本件については各委員長からの申し出のとおり承認したいと思いをします。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、本件は各委員長の申し出のとおり、承認することに決定しました。なお、派遣地、調査事項等に変更が生じた場合には、議長において承認したいと思いをしますので、了承願います。

○議長（佐藤晴観議員） ここで、今月末をもって退任いたします、千葉教育長から退任のご挨拶をいただきたいと思いをします。よろしくお願います。

（「はい」の声）

千葉教育長。

（教育長 千葉 茂美君 登壇）

○教育長（千葉茂美君） 佐藤議長をはじめ、議員各位のご配慮にこのような機会をいただき誠にありがとうございます。一言お礼のご挨拶を申し上げます。このたび、9月30日をもちまして教育長の職を退任することとなりました。平成24年10月から3期10年の長きに亘り、多くの皆さま方のお世話になり、何とかその職責を全うすることが出来そうです。改めて、議員の皆さま方、町長、教育委員会委員、職員そして学校はじめ関係者の皆さま方に、これまで

のご支援、ご指導に対して心より厚くお礼申し上げます。本当にありがとうございました。

これまでを振り返りますと、子どもにとって学びやすく、また、教職員にとって少しでも指導しやすい教育環境となるよう努めるとともに、子どもたちが将来自立し、夢や目標を達成することができるよう全ての子どもへの関わりを大切に、全ての子どもを全ての大人が支えるという考えの下、ご理解をいただきながら、取組を進めてまいりました。教育を取り巻く環境も様変わりし、また、その動きがとても速くなってきている中、美瑛町の学習支援や人材を活用しながら、ふるさと教育やキャリア教育などをはじめ、様々なことに取り組むことが出来たのも、学校、保護者や関係機関の皆さま方の温かいご支援の賜物と心より感謝申し上げます。この2年間は、新型コロナウイルス感染症の影響で、特に子どもたちは大変な思いをしておりますが、そのような中であっても、様々な教育活動や保護者、地域との関わりの中で子どもの心に潤いを与えるような機会が充実してきていると、とてもうれしく思っているところです。

今後におきましても、子どもたちが心身ともに健やかに育ち、町民の皆さま方が、これからも住み続けたい、また、住んでみたいと思えるような魅力的で持続可能な美瑛町になるよう願っております。

結びになりますが、議員の皆さま方の一層のご活躍をご祈念申し上げますとともに、長い間、大変お世話になった全ての関係者の皆さま方、これまでのご厚情に対しまして重ねて深く感謝申し上げます。甚だ簡単でございますが、退任に当たっての感謝とお礼のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（佐藤晴観議員） 以上で、千葉教育長の退任の挨拶を終わります。

閉会宣告

○議長（佐藤晴観議員） これをもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。会議を閉じます。令和4年第5回美瑛町議会定例会を閉会いたします。

閉会挨拶

○議長（佐藤晴観議員） はい、2日間に亘りお疲れさまでした。そして、今ご挨拶いただきました千葉教育長においては、3期10年に亘り、教育長、その前、職員の頃から入れば、40年以上ですか、45年ですか、に亘って本当にお疲れさまでした。僕議員でね、一般質問する時に、一番千葉教育長にお世話になったんじゃないかなって、一番ものすごく多くやるの僕なんじゃないかって勝手には思ってたんですけど、本当に僕のね、至らない質問に、何かうまく答えてくれるというか、僕が言えないでいることをうまくそこまでフォローして答えて

もらったっていうことが多々あったように思えて、何かこちらこそ本当にお世話になりました。ありがとうございました。何かこう今まで10年も一緒にやってきた人がいなくなってしまうというのは何かこう寂しい気持ちもするんですけど、そこは、教育長が決断されたというところでございますので、この先、是非ともまだ元気な訳でありますので、まちづくりに関わっていただけたらなという風に思うところであります。お世話になりました、ありがとうございます。

定例会、2日間お疲れさまでした。僕の感想は暑かったり、何かその暑いっていう、何かねその9月の良い天気暑さにつながっているのかなと思ってます。何かいい出来秋を迎えていそうだという話でありますので、是非とも大げや事故なく、そして、冬を万全の体制で迎えられるような、出来秋になればなという風に思っているところあります。これから年末に向けて、我々も、若干は忙しくしていかなきゃいけないところありますので、今後ともひとつよろしく願い申し上げまして、定例会を閉じさせていただきます。2日間お疲れさまでした。

午後2時59分 閉会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和4年10月31日

美瑛町議会 議長 佐藤 晴 観

議員 保 田 仁

議員 青 田 知 史